

第 7 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成22年12月14日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第7回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成22年12月14日（火曜日）

午前10時1分開議
午後0時3分休憩
午後1時1分開議
午後1時42分休憩
午後1時49分開議
午後2時59分休憩
午後3時7分開議
午後4時7分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算（第9号）

議案第2号 平成22年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

議案第8号 平成22年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

請第49号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願

請第51号 自衛隊熊本病院診療の一般開放について国への意見書提出を求める請願

請第55号 養護老人ホームの運営の支援拡充を求める請願

請第39号 認可外保育所に通う子どもたちのための助成金に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①第2期熊本県地域福祉支援計画の策定状況について

②第3期熊本県やさしいまちづくり推進計画の策定状況について

③公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の概要

について

④障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（仮称）の取組みについて

⑤第4期熊本県障がい者計画の策定状況について

⑥熊本県自殺対策行動計画（仮称）の策定状況について

⑦熊本県周産期医療体制整備計画の策定状況について

⑧第2次熊本県食育推進計画の策定状況について

⑨熊本県高齢者居住安定確保計画の策定状況について

⑩「第三次熊本県環境基本指針・第四次熊本県環境基本計画」の策定状況について

⑪熊本県立自然公園条例及び熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例（案）の概要について

⑫公共関与による管理型最終処分場の整備について

⑬水俣病対策の状況等について

出席委員（8人）

委員長 溝口 幸治
副委員長 内野 幸喜
委員 鬼海洋 一
委員 岩中 伸司
委員 堤 泰宏
委員 藤川 隆夫
委員 松田 三郎
委員 山口 ゆたか

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 森 枝 敏 郎
 医 監 東 明 正
 次 長 本 田 惠 則
 次 長 松 葉 成 正
 次 長 古 森 誠 也
 健康福祉政策課長 吉 田 勝 也
 社会福祉課長 中 園 三 千 代
 少子化対策課長 福 島 誠 治
 障害者支援総室長 東 泰 治
 障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典
 障害者支援総室参事 服 部 信 一 郎
 医療政策総室長 倉 永 保 男
 福祉総合相談所次長兼
 医療政策総室副総室長 佐 藤 克 之
 医療政策総室副総室長 藤 中 高 子
 医療政策総室副総室長 松 永 寿
 健康づくり推進課長 岩 谷 典 学
 健康危機管理課長 末 廣 正 男
 薬務衛生課長 内 田 英 男
 ねんりんピック推進室長 小 原 雅 晶
 長寿社会局長 江 口 満
 高齢者支援課長 永 井 正 幸
 認知症対策・

地域ケア推進課長 古 谷 秀 晴

環境生活部

部長 駒 崎 照 雄
 次 長 谷 崎 淳 一
 次 長 内 田 安 弘
 次 長 山 本 理
 首席環境生活審議員兼
 環境政策課長 野 田 正 広
 環境政策監兼
 環境立県推進室長 家 入 淳
 環境保全課長 松 島 章
 水環境課長 田 代 裕 信
 自然保護課長 岡 部 清 志

廃棄物対策課長 加 久 伸 治
 廃棄物公共関与政策監兼

公共関与推進室長 中 島 克 彦

水俣病保健課長 田 中 義 人

水俣病審査課長 寺 島 俊 夫

首席環境生活審議員兼

食の安全・消費生活課長 小 原 忠 隆

交通・くらし安全課長 松 山 昌 紹

人権同和政策課長 吉 田 國 靖

病院局

病院事業管理者 横 田 堅

総務経営課長 大 谷 祐 次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿 田 俊 夫

政務調査課課長補佐 森 田 学

午前10時1分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから第7回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託された請第51号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。入室をお願いいたします。

（請第51号の説明者入室）

○溝口幸治委員長 おはようございます。

説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。それでは、よろしく願いいたします。

（請第51号の説明者趣旨説明）

○溝口幸治委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をしますので、本日はこれでお引き取りください。ありがとうございました。

（請第51号の説明者退室）

○溝口幸治委員長 次に、請第55号についての説明者を入室させてください。

（請第55号の説明者入室）

○溝口幸治委員長 おはようございます。

説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

（請第55号の説明者趣旨説明）

○溝口幸治委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をしますので、本日はお引き取りをいただきたいと思っております。ありがとうございました。

（請第55号の説明者退室）

○溝口幸治委員長 まず、本日の委員会の進め方ですが、お手元にあります議事次第の5その他の報告事項の中で、健康福祉部の②やさしいまちづくり推進計画、④障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例及び⑤の障がい者計画については関連がありますので、それぞれの報告及び質疑については午後から一括して実施したいと思います。そのような進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

それではまず、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

議案等については、執行部の説明を求めた後に一括して質疑を受けたいと思っております。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔をお願いいたします。

また、本日の説明を行われる際、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、森枝健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○森枝健康福祉部長 おはようございます。

健康福祉部の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係の2議案です。

まず、第1号議案の平成22年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額20億4,000万円余を増額する補正予算をお願いしております。

その主な内容についてですが、生活保護については、生活保護受給者の増加に伴う扶助に要する予算を計上しております。

子育て支援については、安心こども基金を活用して、子育て支援施設が子育て環境の向上のために実施する設備整備に対する助成や清水が丘学園の児童の医療費、児童養護施設等への一時保護委託料等についての予算を計上しております。

障害者への支援については、障害児施設における障害児支援等に要する予算を計上しております。

健康づくりの推進については、小児慢性特定疾患児や身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児等に対する医療費の給付や助成等についての予算を計上しております。

新型インフルエンザ対策については、低所得者等の経済的負担を軽減するため、市町村が負担する新型インフルエンザワクチン接種費用に対して、その一部を助成する予算を計上しております。

このほか、国庫補助事業に係る精算金の返納や財源更正、来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の設定、各種施設整備の繰越明許費についてもお願いをしております。

次に、第2号議案の平成22年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算についてですが、生活費の貸し付け増加による資金不足に対応するため、2,400万円余の増額補正をお願いしております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成22年度の予算総額は1,309億

2,000万円余となります。

このほか、第2期熊本県地域福祉支援計画の策定状況についてなど、9件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係各総室長及び課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。着座にて説明させていただきます。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

社会福祉総務費で8,000円の増額補正をお願いしております。これは、国庫支出金返納金で、介護福祉士や社会福祉士の資格取得を目指す学生に対して貸し付けた修学資金に関する精算返納金でございます。

貸付金の返還につきましては、介護福祉士等修学資金貸与条例において、県内における老人福祉施設や児童福祉施設等の業務に7年間従事した場合、免除されることとなっております。今回お願いしておりますのは、本人の都合によりまして、その業務の従事期間が短かったため、返還された貸付金の2分の1を国に返納するものでございます。

なお、当事業につきましては、平成15年度で新規貸し付けを休止しております。県においては債権管理のみを行っております。

また、同様の趣旨の貸付事業につきまして、現在、全額国庫で県の社会福祉協議会で実施をいたしております。

次に、説明資料の3ページをお願いいたします。

繰越明許費についてでございます。

繰越明許費につきましては、施設整備事業等におきまして、工期が年度末であるもの、あるいは設計変更等が生じたため年度内に事業を終えることができないおそれのあるもの

につきまして設定しております。

民生費のうち社会福祉費として、老人福祉施設整備や介護基盤の緊急整備等で22億7,300万円、児童福祉費として、放課後児童クラブの施設整備や児童福祉施設の耐震化整備等で3億1,300万円をお願いしております。

また、衛生費のうち公衆衛生費として、へり救急医療搬送体制整備として1億1,600万円をお願いしております。

平成20年度から全庁的な取り扱いとして、年度をまたがる工事の早期発注、早期完了が可能となるよう、11月議会で提案をしております。

4ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてでございます。

今回、保健・医療・福祉関係業務としまして、子ども総合療育センターの園児服洗濯業務委託等の業務分977万3,000円をお願いしております。委託業務の予定価格が100万円を超えるため、一般競争入札を行う必要がありますが、例年お願いしております2月議会での設定では4月からの業務開始に間に合わないことから、本議会におきまして債務負担行為の設定を行うものでございます。

健康福祉政策課関係は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中園社会福祉課長 社会福祉課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

生活保護の扶助費につきまして、5億6,600万円余の増額補正をお願いしております。これは、県の福祉事務所分になりますが、生活保護受給者の増加に伴いまして、来年1月には既に不足が見込まれますので、このたびお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福島少子化対策課長 少子化対策課ござい

います。

6ページをお願いします。

説明欄に沿って御説明いたします。

説明欄、最上段の熊本県地域子育て応援事業は、安心子ども基金を活用しまして、保育所、幼稚園、認可外保育施設等の就学前児童を対象とした子育て支援施設に対しまして、子育て環境の向上のために実施します安全・安心対策としてのAEDや感染症防止対策としての空気清浄機などの設備整備に対し助成等を行うために補正をお願いするものでございます。

2段目の清水が丘学園管理運営費(扶助費等)は、措置児童の長期入院によりまして、医療費が当初見込みより増加したことから、補正をお願いするものです。

3段目の中央一時保護所管理運営費(扶助費)は、児童養護施設等への一時保護委託料及び医療機関への一時保護委託児童の医療費が当初見込みより増加したことから、補正をお願いするものでございます。

最下段の母子寡婦福祉資金特別会計繰出金は、貸付見込み額の増加に伴い、一般会計から特別会計への繰出金について、補正をお願いするものです。

7ページをお願いします。

母子寡婦福祉資金特別会計につきまして、ただいま御説明いたしました一般会計からの繰入金に県債を加えまして、計2,470万円の増額補正を行い、厳しい経済情勢を背景に貸付金の申請が当初見込みより増加していることに伴う貸付原資の不足に対応するためでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○東障がい者支援総室長 障がい者支援総室でございます。

説明資料8ページをお願いいたします。

障害者福祉費でございます。811万3,000円

の補正を計上いたしております。いずれも平成21年度の国庫支出金の額の確定に伴いまして、超過交付分を返納するものでございます。

説明欄をごらん願います。

(1)の障害者医療費等国庫支出金精算返納金166万2,000円、(2)の地域生活支援事業費等補助金精算返納金520万5,000円、(3)の身体障害者保護費負担金精算返納金1,000円、(4)の特別障害者手当等給付費国庫負担金精算返納金124万5,000円でございます。

続きまして、児童措置費でございます。5億3,605万5,000円の補正を計上いたしております。本年4月から熊本市に児童相談所が設置されたことに伴い、熊本市分は熊本市で予算措置することとなり、県予算計上分を県、市の人口比による案分により算定をしておりましたところ、熊本市では、医療施設等社会資源が豊富であるため在宅比率が高く、結果として、障害児施設の入所費に占める県負担の割合が高くなったため、県負担分の実績が大きく上回ることとなり、予算に不足を生じることになりました。このため、今回補正をお願いするものでございます。

続きまして、精神保健費でございます。2,687万2,000円の補正を計上いたしております。平成21年度の国庫支出金の額の確定に伴い、超過交付分を返納するものでございます。

以上が障がい者支援総室補正の分で、補正前194億8,607万7,000円に対しまして、今回補正額5億7,104万円を加えまして、合計200億5,711万7,000円となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室でございます。

9ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございます。

国庫支出金の返納金663万円余を計上して

おります。これは、僻地医療を担います拠点病院や診療所の平成21年度へき地医療施設運営費補助及びへき地医療施設設備整備費補助における平成21年度の国庫補助事業費の確定に伴う国への返納金でございます。いずれも事業実施後の執行残でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料10ページをお願いいたします。

(B)欄の補正額6,190万2,000円の増額をお願いしております。

内訳は、説明欄にありますように、1の健康づくり推進費、これは、熊本県指定がん診療連携拠点病院機能強化事業について、今年度国庫補助金を活用することとなりまして、事業費の2分の1を国費とする財源更正でございます。

2の母子医療対策費は、(1)未熟児療育医療費、(2)小児慢性特定疾患治療研究事業費、(3)小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、いずれも所要見込み額の増による補正をお願いするものでございます。

3の国庫支出金返納金、これは平成21年度の国の補助事業の精算によって返納が生じたもの、4の妊婦健康診査費は平成21年度実績の取りまとめにより返納が生じたための財源更正を行うものでございます。

健康づくり推進課は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料11ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、2億8,000万円余の増額をお願いいたします。これは、肝炎対策事業、新型インフルエンザワクチン接種負担軽減事業などに係る

平成21年度の国庫補助事業費の確定に伴う精算に要する経費でございます。

次に、予防費でございますが、3億7,400万円余の増額をお願いいたしております。これは、市町村が実施いたしております低所得者への新型インフルエンザワクチン接種費用の助成事業に対する国2分1、県4分1の補助に要する経費でございます。

以上、健康危機管理課分の合計6億5,400万円余の増額について、御審議方よろしく願いを申し上げます。

○溝口幸治委員長 次に、駒崎環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○駒崎環境生活部長 それでは、環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回御提案申し上げます議案は、予算関係1議案でございます。

第1号議案の平成22年度熊本県一般会計補正予算におきまして、歳入歳出予算の補正はございませんが、債務負担行為の設定について2件、3,000万円余をお願いいたしております。

これは、平成23年4月1日から業務を開始する委託業務につきまして、早急に入札等の事務手続に入り、3月中に手続を終える必要がありますので、今回債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

このほか、第三次熊本県環境基本指針・第四次熊本県環境基本計画の策定状況についてなど、4件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回御提案申し上げます議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○田代水環境課長 水環境課でございます。

12ページ、債務負担行為といたしまして、海域水質環境調査業務、これは、海域の環境基準点50地点につきまして、原則として毎月1回、船を出して採水しまして、水質分析をする業務等を民間委託するものでございます。

来年度実施につきまして、限度額1,704万円を設定するものでございます。

よろしく願いいたします。

○岡部自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料の13ページをお願いします。

債務負担行為に関するもので、御船町にあります鳥獣保護センターの管理運営業務に関するものであります。

昨年度より傷病鳥獣保護業務に特化しておりますが、先ほど部長から説明がありました、4月1日より本年度と同様の業務内容での委託を計画しておりまして、22年度と同額の債務負担をお願いしております。

自然保護課は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○溝口幸治委員長 次に、横田病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

○横田病院事業管理者 今回の定例県議会に提案しております議案の概要説明に先立ちまして、最近の県立こころの医療センターの運営状況について御報告を申し上げます。

当センターでは、平成20年3月に平成21年度から24年度までの4年間を計画期間とする中期経営計画を策定し、その実施計画であるアクションプランに沿って、計画の実現に当たっております。

具体的には、医師不足問題に関連し、抑制しておりました新規外来患者の受け入れを一

部解除し、患者のニーズに対応しております。さらに、患者の早期社会復帰に向けた支援活動の一環である計画的な訪問看護やデイケア・作業療法の充実、夜間外来の実施及び土曜日午前の開院など、質の高い医療の推進により収益の確保に努めております。

また、外部委員による運営評価委員会をことし8月に立ち上げ、経営や医療のあり方について、専門家等からの意見をちょうだいすることとしており、その意見を踏まえながら、県内精神科医療のセーフティーネットや政策医療といった県立病院としての使命や役割を果たしますとともに、効率的な経営基盤の強化に努めていくこととしております。

それでは、本議会に提案しております病院局の議案について御説明いたします。

今回提案させていただいておりますのは予算関係1議案でございます。

第8号議案の平成22年度熊本県病院事業会計補正予算でございますが、平成23年4月1日から業務を開始します委託事業等につきまして、総額1億4,400万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

以上が今回の議案の概要でございますが、詳細につきましては、総務経営課長が説明しますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○大谷総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

お手元の委員会資料の14ページをお願いいたします。

こころの医療センターの業務のうち、平成23年4月1日から業務を開始する施設管理等の業務委託について、次年度から適切な運営を行う必要がございますので、債務負担行為の設定をするものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で執行部の説明が終

了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 今それぞれ提案いただいたんですが、この提案の中に皆さん方ちょっときょう拝見すると異様な感じがして、このブルーのバッジをつけていらっしゃいますが、これは県庁管理職のバッジになったのでしょうか。今の議案とどう関係——その辺は、ちょっと私は入ってきて異様な感じを受けています、今率直に言って。議案とはちょっと違うかもしれませんけれども。

○溝口幸治委員長 じゃあ、その他で、先生、そこは。

○岩中伸司委員 この議案に関係するやつがあるのかどうなのか。ありませんか。議案に関係ないとしたら、ないでいいですよ。

○駒崎環境生活部長 健康福祉部の予算につきましては、全くないと私の方から断言はできませんが、今の説明を聞いておりました限りでは、ないと思います。少なくとも環境生活部の債務負担行為には一切関係ございません。

○溝口幸治委員長 じゃあ、議案について、質疑お願いします。

○藤川隆夫委員 一般質問の中でもあったんですけれども、生活保護の方が非常にふえているという話があったかと思えますけれども、現実にはどの程度の増加を示しているのかを教えてくださいなと思います。

○中園社会福祉課長 社会福祉課でございます。

どのくらいふえているかということござ

いますが、まず、保護人員につきまして、県が担当しています郡部の方ですけれども、21年度の平均が1,506人でしたが、最新のことしの10月現在で1,730人になっております。それから、世帯数でございますが、21年の平均が、郡部で1,174世帯でしたが、10月現在で1,310世帯になっております。

○藤川隆夫委員 これ、熊本市の分は全然把握されてないんでしょう。

○中園社会福祉課長 熊本市も把握しております。熊本市を申し上げます。熊本市の場合は、21年度の平均が、保護人員でいきますと1万2,800人でしたが、これが最新の10月でいきますと1万3,660人になっております。それから、保護世帯数でいきますと、21年度の平均が8,773世帯でしたが、最新で9,903世帯になっております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 増加しているのは恐らく経済的な理由というのが、この景気の低迷というのが一番の原因かというふうに思うんですけれども、ただ、今回の一般質問の中にもありましたように、悪質なものもこの中に含まれているというふうに思うわけなんですよね。

実は、私が知っている限りで言うと、子供が成人して就職をきちっとしているのに、親と戸籍を分けて親が生活保護もらったりとか、逆に言うと、夫婦が離婚して、おのおの生活保護費をもらっているとか、そういう実態が実はあります。

こういう質問の中にもあったように、やっぱりきちっと生活保護世帯、本当に生活保護が必要な人は当然出さなきゃいけないと思うんですけれども、そうじゃない、悪質と言うとおかしいですけども、ちょっと問題があ

る方に関しては、やっぱりきちっと精査をして是正していくようなことを求めていく必要がもうあるんじゃないかと思うんですよね。

今の生活保護の世帯が幾らもらっているかというと、私が聞いている範囲だと、親1人子供2人で月に約24万から5万ぐらいもらっているというふうに聞いております。それに、医療費は無料ですし、学費もかかかない。となると、その家族で実際にもらっている金額という、30万程度の金額を無税でもらっているという話になってくると、本当にこの方たちが社会で実際に仕事をしていくような環境にあるのかという話、これだけもらってれば別に仕事しなくてもいいじゃないかという感覚に陥るんじゃないかというふうに思うわけなんですよね。

その部分の見直しを、本当は地方から国に対して、この制度の見直し等も含めて、私は言っていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、この部分に関してどう思われますか。

○中園社会福祉課長 生活保護の適正実施ということにつきましては、今回の部長の本会議での答弁でも申し上げておりましたけれども、私どもは、23福祉事務所の指導監査、これは6月から12月まで半年間にかけて行います。それと研修会、あらゆる会議、あらゆる場で徹底しているところでございます。

委員がおっしゃったような、例えば世帯を分けて受給しているとか、夫婦が離婚して受給しているとか、そういったのは直接は聞いておりませんが、仮にそういうことがあれば、徹底して是正していきたいと思っております。

○藤川隆夫委員 もう1点ですけれども、実際に生活保護費として渡している金額に関してはどういうふうに思われますか。実際に一生懸命働いてこの程度の収入を得るのは非

常に厳しいというのが今の経済情勢だというふうに思うんですけれども。

○中園社会福祉課長 厚生労働省の中にナショナルミニマム研究会というのがございまして、低所得世帯に占める生活保護受給者の割合というのをことし初めて出しました。それで、32%という非常にショッキングな数字が出たんですけれども、この低所得世帯というのをどうやって把握しているかといいますと、国民生活実態調査ですとか、あるいは消費生活調査とか、そういうので低所得世帯を把握しまして、生活保護基準以下の世帯を一応把握したわけです。

ただ、御存じのように、生活保護につきましては、資産の状況ですとか、あるいは扶養義務者の状況ですとか、そういったものが加味されて、さらに保護の申請という手続が必要になります。ですから、先ほど申し上げた32%が、本当に保護世帯、必要な人が受けているかという、そうではないと思っておりますけれども、先ほど御質問にありますように、本当に必要な人が受けて、そうでない人は受けることがないように、それは徹底していきたいと思っております。

○藤川隆夫委員 されてますけれども、きちっと見ていただきたいというのが第1点です。本当に保護しなきゃいけない人をやっぱり保護していただきたいと、そうじゃない人はきちっとしてもらおうということが一番大事なことだろうというふうに思いますので、この部分、さらにきちっと精査をしながら進めていただきたいというふうに思います。

○山口ゆたか委員 今の生活保護に関連してお聞きしますけれども、一度テレビの報道で、ケースワーカーについて、熊本市の状況だったと思いますけれども、かなり1人のケ

ースワーカーが、審査というか、対処する生活保護世帯がふえとるということが問題提起されておりました。熊本市以外の状況はどうか、そのあたりをちょっとお聞かせください。

○中園社会福祉課長 委員おっしゃるとおり、熊本市は1人当たりケースワーカーが抱えている件数は大変多くなっております。ほかの市につきましては、大体平均で68ケースということで、熊本市は100ケース以上超えておりますけれども、熊本市よりは厳しくない状態になっております。

○山口ゆたか委員 先ほど藤川委員が言われたことにも関連しますけれども、ケースワーカーも、80ケースというのが適正じゃないかということが何か報道では言われておりましたけれども、68というのでもかなり大きな事務量になっているんじゃないかなということも感じられますし、また、今委員が言われたように、いろんな課題があるんじゃないかということも問題視されておりますので、そのあたりも含めて県としても支援していただきますことを要望します。

○堤泰宏委員 堤でございます。藤川先生の勇気ある御質問であって、私も勢いづいてちょっとお話をさせていただきます。

中園課長、偽装離婚とかいろんなケースがありますよね、はっきりありますよ、それは。固有名詞を出さぬけんよかな。それは、あた、見つけ出したってもう法的に別れとんならどんこんしょんなかもんな。だけん、あなたの答えでたい、そぎゃんとば検討して精査してと言うたばってん、そがんとば精査できぬですよ。それは、あた、別れたふりしたもんが知恵が多かったい、知恵比べだもん。

生活保護は3万幾らだもん、家賃の直接支払いが。そうすつと、家族がおれば4万幾

らですよ。ということは、月々3万数千円の家賃、共益費とかあぎゃんとは別ですよ。だけん、子供がおれば、共益費なんかあぎゃんと含めて5万ぐらいの住居に住まるるもんな。そうすつと、5万円の家賃を払うサラリーマンというと、熊本市内じゃまああですよ。だから、生活保護の人たちは、中流サラリーマンと一緒に住居費を払うことができるんですよ。

私のはっきり確認しとることですよ。幾つもあります。生活保護を受けると——皆さん聞いときなっせよ。女性が生活保護を受けると男の彼氏ができるんですよ。わかりますか。生活が安定している女性には彼氏ができる。それと、男が生活保護受給者になると、生活が安定してくるから彼女ができるんですよ。わかりますか。それは、中流クラスのサラリーマンと同じような生活保障があれば、そういういろんな楽しいことが起こることですよ。そこまでして保護せにやいかぬかということだな。

じゃあ、お金をもらうですね、我々の血税ですよ。何かの形で自由を束縛せぬと、これはもらいつ放しで、あとはパチンコしようが遊さるこうが自由というのが今の生活保護のやり方でしょう。何かその自由を束縛せにやいかぬですよ。その方法を考えぬと、これは蔓延していきますよ。日本国じゅう全部生活保護になるばいた。

後で、生活保護に該当する審査の要項があればわし個人的に下さい。どういうとこばクリアすつと生活保護が受けられるか。それは病院の診断書なんかすぐとれますもんね、あそこが痛い、ここが痛いちゅうとな。大体そぎゃんだもん。病気で仕事ができないからちよだいだもん。だけん、そこ辺ばいっちょ私に下さい。

そして、やはりこれはもらい過ぎで、そして自由の、何か生活の束縛が全然ないというのは、これはよ過ぎつですよ。それは普通の

一般サラリーマンで8時半から5時までじゃ終わらぬですよ。9時までぐらい残業して仕事をして、もう汗じゅっくりになって、くたくたになって帰って、今熊本県の平均年間年収は幾らぐらいですか。200万割っちゃおらぬかな、若年18歳からすれば。何かおかしいですね。

それから、これは地方には県が全部お金やりよるんですかね、役場。熊本市だけが自己財源ですか。わしはそこ辺も知らぬであれだったけどですね。

○溝口幸治委員長 まず、生活保護の基準は、堤先生だけじゃなくてみんなに提出してください。まだ時間ありますから、今もしも配れるような資料があれば早目に準備をしてください。あと、課長から答えをお願いします。

○中園社会福祉課長 まず、1点目の偽装離婚とかの話でございますが、生活保護は、法的状態じゃなくて実態でいきますので、ケースワーカーが訪問して、仮に同居している実態があれば、それは正していきます。

○堤泰宏委員 いや、そぎゃんこつ言うんじゃなかですよ。そぎゃん要領が悪か者はおらぬもん。それは、あた、遊びに来とったと言うなら別たい。男も家ば借りとり、男は1万円ぐらいの家ば借りとり、女性が3万、4万のを借りとり、逆の場合もあるでしょう。住民票は別だけん。そぎゃんとが遊びに来とるけん、ケースワーカーに何が言われますか。それこそ権利の侵害で大ごとしなかつばいた。

○中園社会福祉課長 民生委員とかの情報もいただきながら、ケースワーカーが実態を把握する努力は続けると思います。

それから、家賃の点でございますが、これ

は上限がありまして、また地域によっても異なります。

それから、最後の何か規制はできないか、縛れないかという話でございますが、一応定期的にケースワーカーが訪問しまして、就労指導、ちゃんとハローワークに行って就職活動をしているとか、そういう指導はしております。それと、収入申告書というのをとっております。それから課税調査もやっております。そういったことで実態把握に努めているというところでございます。

○堤泰宏委員 それはもうケースワーカーの仕事だもん。ケースワーカーもサラリーマンでしょう。給料をもらうからその仕事をしよるだけですよ。法的にはできぬじゃないですか、あた。何ができますか。民生委員がうわさで流しよったけん、あんたは何ばしよったとか何とか言うても、私はしてませんと言うと、それで終わりです。だけん、もうちょっと厳然たる縛りばせぬとだめですよ。

○溝口幸治委員長 中園課長、恐らくこっち側も皆さん方がそこまでしか答弁できないというのはわかって今手が挙がっているんですけども、正直者がばかを見るというか、悪質な行き過ぎたものが、最近こういう経済情勢もあってふえてきているので、そこに何らか歯どめができないかという趣旨での御質問だと思いますので、それにきょうここで答えることはできないと思いますので、ぜひ健康福祉部全体の問題としてとらえて、少しそこは研究を重ねてみてください。それでいいですか。

○堤泰宏委員 そつでよかつですよ。ただ、あたが、あがんしよる、こがんしよると言うけん私がまた言うんですよ。厳然と対処せいやいかぬと思うとりますと、条例の整備でも、法の整備でもせいやいかぬと思うとると

言えばいいばってん、ケースワーカーがいて、民生委員の意見ば聞いて、民生委員なんか人の嫌うことば、そがん言いやせぬですよ。

○溝口幸治委員長 堤委員、ほかの質問は何かなかですか。

○堤泰宏委員 もうちょっと、今はこっでよかです。

○溝口幸治委員長 考えとってください。

○岩中伸司委員 今私もびっくりした報告を聞いたんですが、生活保護以下の世帯が32%とおっしゃった、いや、低所得者の世帯ですね。低所得者世帯というのは生活保護以下の世帯という規定づけのように。私は今ちょっと聞いたんですが、それは32%というのはそう理解していいんですか。

○中園社会福祉課長 低所得世帯の中で生活保護を受給している割合が32%というのが、ことしの4月に厚労省の方から報告されました。

○岩中伸司委員 低所得者世帯の中の32%が生活保護をもらっているということですね。

○中園社会福祉課長 はい。

○岩中伸司委員 その低所得者というのは全体でどれくらいのパーセントになっているか、その資料はありますか。いわゆる低所得、ワーキングプワとよく言われるんですけども……。

○溝口幸治委員長 国が調査した資料ですね、中園課長。

○中園社会福祉課長 先ほど申し上げましたが、国民生活実態調査、国民生活基礎調査ですか、あと、消費生活実態調査、それで把握しているというので、算式はございましたけれども、済みません、今手元にはございません。

○岩中伸司委員 よろしかったら後で見せていただければ。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 もう1点、インフルエンザ関係も、この低所得者のやつも同じことですかね、このインフルエンザの費用というのは。ここに出ている感染症予防費。

○末廣健康危機管理課長 インフルエンザの低所得者対策で実施しています生活保護は同様でございます。

○藤川隆夫委員 ふえている理由は、先ほどから話している流れの中に入っているわけなんです、これが……。

○末廣健康危機管理課長 細かい分析はしておりませんが、傾向としてはそういう傾向だろうというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○鬼海洋一委員 後ほどの請願とも関連する質問ですけれども、この6ページの児童健全育成費、これはどういう内容の事業になるのでしょうか。ちょっとまずお尋ねしたいと思います。

○福島少子化対策課長 少子化対策課です。
地域子育て応援事業につきましては、安心こども基金を活用しまして、基本的には市町

村の自主的な取り組みを支援するために予算を組んでおりましたが、結果的に基金が少し余っている状況でございます。これについては、市町村の負担等もなく、10分の10で実施ができますので、活用方法についていろいろ検討しました結果、今回、就学前児童を対象とした保育所を初めとする施設が、環境向上のために実施いたします、先ほどもちょっと触れましたが、安全・安心対策としましてAEDを整備するとか、あと、感染症防止対策として空気清浄機を設置するとかそういったものについて広く助成しようということで、今回提案をさせていただいているところでございます。

○鬼海洋一委員 実は今回、政権の中で、今後の特に幼保の一体化といいますか、これは長年教育の面でも子育ての面でも強く求められてきた課題だったわけですが、こども園ということで今動きが出てきているわけですよ。しかし、今物すごく反発がある。かつて認定こども園ができたときには余り反発がなくて、それにどう移行するかというような議論が、我々も委員会で北海道の視察をいたしましたけれども、しかし、認定こども園そのものは、制度としてスタートいたしましたけれども、余り人気がないといいますか、その移行する方々というのは、全国的にもまれなる存在じゃないかというふうに思うんですが、まず熊本県として、これは認定こども園の移行がどういう状況になっているのかというのがまず質問の1つですね。

それからもう一つは、さっき言いましたように、認定こども園のときには制度そのものに対する不満とか批判とかというのは余り聞かなかった、それが選択であるかどうかというものを求めるものがあつたにしても、余り批判というのは聞かなかった。しかし、今回のこども園については、かなりそれぞれから問題だというような認識の発言が出てきてい

る、しかもそれが今回の請願の一つの理由になっているんじゃないかというふうにも見えるわけですけども、その辺のこども園と認定こども園の違いというのが具体的にはどうなのかということについて、もう少し教えていただきたいと思います。

○溝口幸治委員長 請願の中で説明をすつとでしよう。

○福島少子化対策課長 あそこで詳しくは説明いたします。

○鬼海洋一委員 じゃあ、後ほどでいいです。

○溝口幸治委員長 じゃあ、請願の中で、今の要点も含めて詳しく説明をお願いいたします。

○内野幸喜副委員長 子育て支援事業、この前の決算でも話したんですけども、余ったから今回再度と、私はいい事業だと思うので、今回市町村の方からもいろんな反応というか、上がってきていると思うんですけども、ぜひ今回残らないようにやっていただければと思います。それだけです。

○山口ゆたか委員 今副委員長から残らないようにということなんですけれども、私は、記憶違いだったら申しわけないんですが、AEDの設置について、私の市町村でもいろんな公共施設等に設置したいということが市町村議会でも言われて、要望も強かったんですけども、なかなか助成とか補助とかなかったもんですから設置にかなり苦慮したという経緯があつて、今回基金を使って有効な施設整備をしようということでもありますけれども、今までそのように助成とか補助の対象でなかったものを、こうやって基金の中で使う

というのは今までのつくり上げとはちょっと違和感があるんですけども、そのあたりをどう認識されておるのかなと。

○溝口幸治委員長 それは子育ての支援施設で、限定ですね。

○山口ゆたか委員 限定ですね。

○溝口幸治委員長 そこも含めて少子化対策課、福島課長。

○福島少子化対策課長 地域子育て応援事業につきましては、いろんな子育て支援に対する取り組みに対して、実施主体は、市町村とか、もちろんほかのNPO法人とか、いろんな形態があり得るんですけども、一応経緯といたしましては、先ほど申し上げましたとおりでございますが、今回有効活用するに当たりまして、いろんな関係団体とか、いろんな意見も聞きまして、今回こういう形で整備することが基金の使い方の趣旨にも合致しているということから、今回これを選択させていただいて、基金につきましては、基本的にこれできれいに使い切ろうという形で考えておるところでございます。済みません、ちょっと質問趣旨と若干ずれているかもしれませんが。

○山口ゆたか委員 わかりました。地域の要望とかそういうことを1つ解消していこうと、施設整備に充てていこうということですので、今後理解して、また勉強させていただきます。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○松田三郎委員 今のとほぼ一緒に私も質問しようと思いました。AEDは、私は反対じゃないですよ。この加湿器とか空気清浄機、

感染症対策としてののわかります。AEDとは、私の偏見かもしれませんが、もうちょっと大人とか、もちろん就学前の施設には保護者等の行事等の出入りもあるんでしょうけれども、子供の施設からの要望というのは結構あるもんなんですか、事前に。さっきの山口先生がおっしゃるように、ほかの施設に我々もいろいろ頑張ろうと思ったが、なかなかそういうのがなかった。幼稚園、保育園に限り設置していただくというのは確かにありがたいことですけども、主に子供さんがいる施設にたくさん要望があるのかなと、純粹に素朴な疑問で、ある程度の意向調査等々もなされたかと思いますが、加湿器、空気清浄機に比べると、そうでもないのかなという疑問がありましたので、県内の施設からの要望が多いのか少ないのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○福島少子化対策課長 今回基金を有効に活用するという観点で考えまして、ちょっとAEDが前面に出過ぎたかもしれませんが、大体AEDが1基30万ぐらいということで聞いておりますので、大体それぐらいをめどに補助しようと思っておりますが、安全・安心対策ということで、もちろんAEDだけじゃなくて、防犯カメラとかそういったものも含めて、そこは幅広くとらえて御要望におこたえしていくことにしております。基本的には、安全・安心対策、そういう感染症防止対策、こういったものがやっぱり広く保育所等で求められているということで考えております。

○溝口幸治委員長 その中で、AEDは何カ所ですか、この予算では。

○福島少子化対策課長 一応今のところ上限は30万ぐらいを目安にしておるんですけども、大体本体だと、AEDの場合は30万ちょっとぐらいと聞いておりますので、あと、空

気清浄機だと……。

○溝口幸治委員長 箇所はどれぐらいの…
…。

○福島少子化対策課長 要望の箇所ですか。
どれぐらい要望があったかという意味ですか。

○溝口幸治委員長 AEDに限っているわけ
じゃなかですね。

○福島少子化対策課長 じゃあ、もう一回ち
よっと。安全・安心対策としてAEDとか防
犯カメラとか、あるいは感染症防止対策とし
て空気清浄機とかそういったものから選んで
いただいて、ただ、上限は決めさせていただ
こうということと考えております。

○松田三郎委員 もちろん選んででしょうけ
れども、例えば保育団体を經由してある程度
の意向は調査なさるわけでしょうから、うち
はどれを選ぶかわかりませんが、手を挙げと
きますというようなのは余りないわけでしょう。
例えばAEDなら、選ぶ中で何カ所ぐら
い選ばれるのかなというのが、おおよそな
いわけですか、選べるというのは。上限はわ
かりますけれども、お金をやって、あと、何
を買うかはどうぞ御自由に、10分の10ですか
らというようなスキームになっているんです
かね、これは。

○福島少子化対策課長 御議決いただきまし
て、要項をつくりまして、こういったものを
補助の対象としますということでもまず御周知
をいたしまして、どういうものを購入する
ということで申請を上げてもらう予定にして
おります。

○松田三郎委員 そこからですね。

○福島少子化対策課長 はい。

○鬼海洋一委員 AEDにこだわってまこと
に済みませんが、大体年間で過去の事例の中
で、保育園とかそういうところで、特にA
EDを必要とする心臓関連の急死とかそういう
事例はどれくらいあっているのでしょうか。

というのが、つまり予算の使い方の問題で
すよね。それは、例えば10万回に1回とか、
そういうものに予算を、事業をつくるとい
うことの必然性・必要性の問題で今言っとる
わけですけども、だから、過去、その保育園
や幼稚園の中で、子供の安心・安全という
意味で、やっぱり急激な心臓マッサージをやら
なきゃいかぬというような事例が頻繁にあ
っているならば、そういう予算をつけてもいい
というふうに思うんで、もっと違うところに
必要なものがあるんじゃないかという選択の
問題で、どれくらい必要性があるんでしょう
かというふうにお尋ねしているわけですが、
過去の事例がどれくらいあったのかという
意味でお尋ねして、したがってAEDという具
体的なものが生まれたということであれば、
それはそれでいいというふうに思うんです
が、今、松田委員の方からもお話があった
ように、ほかのところでもAEDを必要とする
ものがやっぱりあると、そちらの方に予算が
ないかと調べたけれども、なかったと。しかし
今回は、これでAEDというそれが出たもん
だから、こだわって話をしているんですが、
そういう予算のつけ方の問題として一考する
必要があるんじゃないかというふうな思いが
あったものですから、あえてお尋ねしたとい
うことです。

○溝口幸治委員長 福島課長、AED以外に
も、さっき加湿器とかいろいろあっていたん
ですが、大体何種類ぐらいあって、その中の
1つがAEDということでしょう。

○福島少子化対策課長 まず、子供の安全・安心対策としましては、AED、防犯センサーライトとか防犯カメラとかそういったものを予定しております。あと、感染症防止対策としまして、空気清浄機、それから加湿器、そういったものを予定しております。あと、環境整備ということで、当然子育て支援施設はいろんな方が集まる可能性がございますので、保護者も含めて地域の方々ということでそういった物も整備して、あと、さらに今回、地域の高齢者の方とかの交流とかもあるだろうということで、例えば県産畳のスペースをちょっと用意するとかも、大きくは3つを予定して、その中で選んでいただいて、申請していただくという予定にしております。

○鬼海洋一委員 ここに蓮舫さんがいたらどうでしょうか。それは必要あるの、どうするのという、予算の必然性の問題についてかなり議論があるんじゃないかというふうに思うんですが、予算が1億6,000万ついているということは、それなりに未来の子育てという意味で大事な予算だというふうに思いますから、この予算が、本来の安心・安全のという意味で、必要性があるところの事業を選択いただくようお願いしておきたいと思いません。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 済みません、私から1点、東総室長、この8ページの15番、児童措置費、この説明で熊本市とのかかわりのお話があったと思うんですけども、今回補正をすることになったと。当初予算を組んだときには、熊本市とのかかわりがどうかかわりで、これぐらいの予算しか組まなくて、その見込みが違ったというか、環境が変わったというか、それによって今回この補正額に

なったという説明、もうちょっとわかりやすくいいですか。

○東障がい者支援総室長 先ほど説明いたしましたけれども、まず、当初予算時に、21年度までは県が全部この児童扶助費は予算措置をしていました。21年度の予算は、総計で38億6,000万ほどございました。22年度においては、22年4月1日に熊本市が児童相談所を設置したと。児童相談所を設置した市がある場合は、熊本市に住所がある方、住所といえますか、もともと措置とか入所の契約をするときにその住まいが熊本市にあった方については、熊本市で予算措置をするということを取り扱われる。そういうことで、じゃあ、22年度予算を熊本市と県とどういった配分をするかというところで、熊本市の人口73万と熊本市を除く県の残りの人口、181万から73万を引いた数値、これで4対6ではないかというところでやっていたんですけども、実際にそれぞれの施設に入所等をされている方の住所地等でいきますと、熊本市が27%弱ぐらい、残りが県というところで、そういうことで、県で予算措置する分が足りなくなったというところで、今回この5億3,600万の補正をお願いしているところでございます。

○溝口幸治委員長 簡単に言うと、熊本市が思った以上に環境が整ったということですか。

○東障がい者支援総室長 熊本市と県の人口の比率、4対6というところですね、ところが、実際にその施設に入っている方たちは、そうじゃない比率ということの大きな原因の1つには、熊本市内は、医療機関や通所施設等の整備がされているために、在宅生活を送りやすいというところで、そういう知的障害あるいは肢体不自由の障害をお持ちの方でも在宅生活する比率が高い、結果的に熊本

市の比率は、人口の比較でいけば少ない率で済んだというところです。

○溝口幸治委員長 環境が整っているということですね。わかりました。

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号及び第8号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

それではまず、請第49号について、執行部からの状況説明をお願いします。

先ほどの鬼海委員の質問も含めて、福島少子化対策課長。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

請第49号は、社団法人熊本県保育協会から提出された請願で、その内容は、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に基づく保育制度に反対し、現行の保育制度の拡充を求めるため、3項目につきまして国に意見書を提出するよう求めるものでございます。

請願趣旨にも書いてございますが、本年6月29日に、少子化社会対策会議、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚が委員となっております。

すこの会議におきまして、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱が決定されております。

この中で、先ほど鬼海委員からもお話がありました。幼保一体化等を内容としたものが入っております。

現在、平成25年度の施行を目指しまして、来年の通常国会で法案を提出するため、現在3つのワーキンググループで活発な議論が繰り広げられております。

項目のまず1点目でございます。国と市町村の公的保育責任を大きく後退させる新システムに基づく保育制度ではなくて、現行児童福祉法により、国と市町村の保育の実施が明確に位置づけられている公的保育制度を堅持、拡充することでございます。

まず、現行制度につきましては、市町村が保育の実施者として義務づけられておられ、市町村が責任を持って利用者ごとに受け入れ保育所を決定しておりますが、新システムの内容では、市町村の保育実施義務自体がなくなりまして、保育所入所に市町村は直接的に関与せず、市町村から認定を受けた利用者とし、市町村から指定を受けた施設との間で直接契約を締結する形態となります。

また、現行制度では、保護者の所得によって保育料を決める応能負担を原則としておりますが、新システムでは、保育時間、利用時間に応じた負担、すなわち応益負担が原則となります。そのため、施設が利用者を選ぶ事態が発生したり、経済的理由から保育所への入所をためらう家庭が出てこないかなどの懸念からの要望と考えられます。

先ほど鬼海委員から御質問があった点でございますが、現行の認定こども園は、現在の保育所と幼稚園、その枠組みを残したところで、それをどう合体させるかという形になりますが、この新システムで考えられているのは、完全に保育所、幼稚園、認定こども園の垣根を取り払って、市町村の保育の実施義

務をなくしたところで一体化するという
ことになっておりますので、その点がか
なり違っておると思います。

なお、本県の認定こども園につきま
しては、現在、2園でございます。

それから、2点目ですが、国の責任に
おいて緊急に認可保育所を整備し、待
機児童の解消を図ることでございま
すが、これは、新システムの議論が待
機児童の増加を背景に行われている
わけでございますが、そもそも待機
児童の解消は、従来どおり認可保育
所を整備によってその解決を図るべ
きとの要望であろうかと考えられま
す。

それから、3点目でございます。規
制緩和や待機児童解消の名のもとに、
児童福祉施設最低基準を後退させな
いこととでございます。

これも請願の趣旨にも書いてござい
ますが、新システムが、株式会社やN
PO法人などの多様な事業所が参入
することをうたっておりますことから
、現在省令等で定められております
最低基準を引き下げたりすることで
、ひいては保育の質の低下につながる
のではないかと懸念からの要望では
ないかと考えられます。

以上、3つの項目について御説明い
たしましたが、子ども・子育て新シ
ステムにつきましては、子育てを社
会全体で支援するという考え方自体
は評価できると思われませんが、い
ろんな懸念等も指摘されておると
ころでございます。

日本の将来を支える子供たちが、い
かに健全に育成されるべきかを中
心に置いた視点を忘れることなく、
しっかりとした、じっくり時間を
かけた議論等が必要ではないかと、
こういうふうに考えているところ
でございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの
説明に関して質疑はありませんか。

○鬼海洋一委員 この子ども・子
育て新システムの基本制度案その
ものはよく私もわからぬんだか
ら、どういうものかということ、
また勉強しなきゃいかぬという
ふうに思っているんですが、そこ
で、幼保の一体化ということは、
就学前教育の問題含めて、これ
はその必要性というのは強く今
まで求められてきた課題ですよ
ね。

そこで、さっきちょっと紹介いた
したように、認定こども園がで
きて、しかし認定こども園その
ものが、ぱっとしないという
か、そういう期待に十分こたえ
られるような状況になっていな
い。全国ではわずか532園、
熊本県も2園しかない。この
辺の状況、これは認定こども
園が何が問題で、かつて私
たちは幼保の一体化、就学前
教育についても縦型の省庁の
枠を超えて連携できるような
軸をつくっていかうと、そ
んな思いでこの認定こども
園ができたというふうに思
っているんですが、何が具
体的に問題で、そういう基
本的な要望・要求というのが
満たされるという状況へな
っていかないのかということ
についてどういうふうに
判断されてますか。

○福島少子化対策課長 認定こ
ども園が進まない理由につ
いて、ちょっといろいろ考
えてみたんですけども、1つ
には、やはり幼稚園側の
教育機関としての自負とい
いますか、そういった、3
歳未満児を保育の方は預
かるということで、幼稚
園の方は3歳以上という
形ですけども、その辺の
自負みたいなのがおあり
になるのかなというのが1
つと、あと、施設整備等
を考えますと、幼稚園が
保育所を整備するとな
りますと、当然調理室の
設置だとか、あるいは
匍匐室、子供がはいはい
するようとか、乳児室
の確保、そういったもの
も必要となるとか、あ
るいはもちろん保育
士の配置、そういった
いろいろな基準を満
たす必要が当然出てく
るということの困難さ

等もあるのかなど。あと、当然認可保育所を設置するとなると、また社会福祉法人の新たな設置とかそういったことも伴ってまいりますので、そういったもろもろの要素でなかなか進まないのではないかと、ちょっと推測も入っておりますけれども、そんなふうにもちょっと考えているところでございます。

○鬼海洋一委員　そういうことができる、いぞとということではまったんですね。ですから、この委員会としても、記憶にあられる方もおられますかね、北海道の何か園を見に行きましたよね、認定こども園。だから、そのときには、むしろこの制度を推奨するという、つまり県行政としてもという思いで、あらゆるところを選定もして、我々も研修させていただいたというふうに思うんですが、そこで、熊本県としてのそういう子供の行政の一つの基本方向といいますか、この認定こども園に、これまでのものについては、やろうというふうに思われてきたのか、やっぱりこれは問題にならぬばいというような思いでこられたのかということをお尋ねしたい。

○福島少子化対策課長　認定こども園につきましては、条例で基準等を整備しまして、その基準にももちろん合致すれば基本的に認定していこうということでございますので、特にその認定に対して拒否しているとか、いろんな要望に対してそういった姿勢は全く持っておらないところでございますが、現実には、なかなか進んでいないというのが実際のところでございます。

○鬼海洋一委員　今回出されている1、2、3、これはもう言われていることは全くそのとおりのことですから、私もこの案については賛成したいというふうに思っているんですが、いずれにしても、今幼保の垣根の問題を

含めてさまざまな課題があるんですよね。それをどういうぐあいに解消するかということは、こういうものがあるとなかろうとやっつけていかなきゃならぬ課題ですから、ぜひ積極的に、その垣根を越えて、今課題とされている事柄が解消できるような対策をおたくの課の中でも進めていただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

○堤泰宏委員　請願趣旨の上から5行目、4行目から読みますと「保育所入所を保護者と保育所間の公的保育契約制度」これは公的じゃなくて私的じゃなかですか。要するに、これは民間化するわけでしょう、保育所を。保育所を、その次の次の行には「保育を産業化させようとする」と。これは私的じゃなか。

○福島少子化対策課長　先ほどもちょっと申し上げましたが、市町村の役割といたしまして、まず、利用者に対しましては、市町村が、あなたは長時間保育を受けてもいいですよというのを認定するというのが1つございます。あと、事業所の方も指定をするということから、一応新システムの中の表現でございますが、市町村の関与のもとで利用者と事業者の間に公的保育契約制度を導入するという表現になっておるところから引っ張ってこられたんだと思っております。

○堤泰宏委員　それは公的と書いていいかどうかを私は聞きよつとたい。

○福島少子化対策課長　今申しました新システムの制度案要綱の中に公的保育契約制度と。

○堤泰宏委員　これは書いていいかどうかは聞きよつとだけん、ほかんことは関係なかない。この請願趣旨のこれば公的と書いていい

かどうかたい。この文章の流れから行くな
ら、これは私的ばいた。保育所と——なら、
いいですか。8行目「市町村の保育実施義務
がなくなることから、保育所を探し、保育所
と契約を結ぶのは保護者の自己責任」と書い
ちゃあるじゃないか。保育所自体が指定制度
だけん、私的施設でしょう。こういう表現は
おかしかと思うたいな。これ、大事などで
すよ、これは。

それから——もうそれはよかです。保育を
産業化させようとするのが何か悪かごつ書
いてあるばってん、これは悪かとな。

○福島少子化対策課長 新システムの要綱の
中では、株式会社、NPO等の多様な主体の
参入の促進を図るということが出ておりま
す。産業化を図ることがいいことか悪いこと
かということにつきましては、それは直ちに
いいとか悪いと言いくうございますが、と
にかく保育の質の低下につながらぬような形
で運営されるのが一番重要だと思っております。

○堤泰宏委員 だけん、これは、あた、産業
化させようとするのは、これは悪かごつ聞
こえますよ、ぎゃん書き方すんなら。

今NPOもできとる、指定管理者制度もで
きとる、いろんな民間委託をやりよるでし
ょう。公的機関も民間に委託して経費がかか
らないようにと。産業化は悪いと書くなら、根
本的に問題になるばいた。答えてはいよ。

○福島少子化対策課長 申しわけございませ
ん。これは私が書いた文書じゃございません
ので。

○堤泰宏委員 それはわかって聞きよつとで
すよ。わかって聞きよる。だけん、あたが説
明するけんたい、これば。説明するなら説明
者責任が出てきますよ。

○福島少子化対策課長 新システムの説明を
ちょっとさせてもらったところでございま
す。

○堤泰宏委員 だけん、あたが説明したけ
ん、説明者に私は質問しよるわけ。説明者
が、あた、これはわけわからぬ、これは悪い
こつて思いながらそれを説明したらだめで
すよ。私はこれを全部納得しとると思つてあ
なた説明せにやだめだもん。今んとは言葉遣
いだけばってん、実際は。今度は、今の行の12
行目「家庭の経済的理由から保育所を利用で
きなくなる子どもたちが多数出ること」この
意味がわからぬですよ。これは指定制度にす
れば、保育所をかえつて利用できるよにな
るんじゃないですか、個人と保育所の個人契
約だから。保育料も、収入に応じて、うちは
金がないけん安く預かりますよと、新しい制
度のもとの保育所がオーケーと言え、安く
預けることができるわけでしょう。それが1
つ。

もういっちょ。それと、今非常に経済が厳
しい。離婚率も多い。子供を抱えた女性、特
に若い女性が、夕方6時から明け方の2時、
3時、4時、5時まで無認可の保育所に預け
て仕事をしよるといのが非常にふえちよる
ですよ。ぎゃんとも家庭の経済的理由から
保育所が何とか、それは無認可の保育所もそ
ういうことではちゃんと利用されとるわけだ
な。だけん、無認可の保育所が悪である
とか、金もうけに走る、産業化するとかいう表
現、これは私は問題と思うがな。大いに社会
貢献してますよ。夕方6時から明け方の2
時、3時まで、4時、5時までちゃんと預か
つとる。そぎゃんと、あたの考えばちよつと
言うちはいよ。

○福島少子化対策課長 今先生がおっしゃ
つたように、そういう形で入所できる家庭も

ちろん出てくることも考えられますし、ここで懸念というところは、結局、先ほど言いましたように、新システムでは、応能負担から応益負担ということで、保育時間、利用時間、これは恐らく保護者の方の労働時間等に依じてという形になっていくかと思いますが、それを超える部分につきましては、当然自己負担が相当ふえるということから、それを払えないとなると、なかなか入所が困難になる子供たちも出てくるのではないかなという懸念から書かれているのではないかなと思っております。

○堤泰宏委員 あた、米も古古米の古い米、これは安い。新米の何とかかんとかの銘柄米は高い。所得に応じて、米を買って食いよるでしょうが。保育所も、そうして選べばええじゃないですか。

もういっちょ。認可の保育所で24時間態勢でやるところが県下にどれぐらいあるんですか。

○福島少子化対策課長 済みません、まだ新システムの具体的な中身がどういう形になっていくかわかりませんが、最終的に利用者が安心して入所できるような……。

○堤泰宏委員 よかよか、それはよか。なら、今、24時間営業の店舗とか企業が、たくさんありますよね。そこに働いておる人たちは夜預けに行かにかぬですよ。認可の保育所がどしこあるですか。ゼロでしょうが。だけん、おかしかったい。もうよかです。これで終わります。

○溝口幸治委員長 質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 今のは全体的に、結局低所得者、応能負担から応益負担になれば、やっぱり金がない人は、ずっと預けたいけれども

預けられぬというふうな金銭的理由でそういうことが出てくるということが、この大きな1つにあるんですね。そういう理解の仕方であれば、新システムというのは——私ももう少しようわからぬけれども、そんなことはやっぱりいかぬなとも思うし、考え方としては、それでいいんですかね。本当、低所得者が保育所を利用できないようになっていくようなシステムになるということですかね。

○福島少子化対策課長 6月に出されたそのシステムは、骨の部分しか出ませんでしたので、そのまま読むと、そういう理解になってしまうんですけども、今、そういうことから、ワーキングの中で、そういう低所得者の方に対してどういう配慮をすべきかとか、利用者と施設の間の契約とはいえ、じゃあ、簡単に拒んでいいのかどうかとか、拒まないようにするためにどうすればいいとか、そういった議論は今展開されているところです。

○鬼海洋一委員 先ほど堤委員の方から問題提起なされたことは非常に重大な重要な問題だと思います。というのは、24時間保育ということで、これが今回のこの請願内容の認可保育所を整備し待機児童の解消を図ることというぐあいに今請願の中身になっているわけですけども、じゃあ、これまでの行政の政策といいますか、あるいは姿勢、その中で無認可保育所を認可にというふうに移行を求めているところもかなりあったと思うんですね。特に、24時間保育しているところは認可にしてほしいというような要望があったと、私も何度かその意思を取り次いだこともありましたが、ところが残念ながらできなかった。だから、そういう無認可の果たしている役割等についても、ある意味で一定の評価をしながら、そしてここに本来果たすべき自治体といいますか、それについての責任というものも付していけるような状況にしていかなきゃ

ならぬというふうに思うんですが、もう一回、無認可の果たしている現状とそして将来に対する県としての取り組みについてどういうぐあいに考えておられるのかということも、ちょっとお聞かせいただきたいと思いません。

○福島少子化対策課長 無認可保育所、県内にもかなりございます。まさに待機児童の解消に一役買っているところもちろんありますし、あるいは幼稚園的なところで、要は教育の理念とかを打ち出してやられる。いろいろさまざまありますけれども、まず我々一番取り組まなきゃいけないのは、やはりまずは待機児童の解消、仕事と子育てがきちっと両立できるような形で保育所を整備していくということが一番でございますので、そういう市町村につきましては、直接市町村ともお話ししながら、どういう形で解消していくか、その中では当然無認可保育所の認可という形で支援することもあり得るでしょうし、あとは、やはり今子供さんを預けられている親御さんの状況あたりもきちっとお聞きしながら、実際時々お会いしてお話を聞いたりしているんですけれども、そういうお話を聞きながら、県としてどういう支援があり得るのか、すべきかどうか、その点についてもきちっと検討していきたいと思っております。

あと、先ほど――後でまたちょっと出てまいりますけれども、国の方では、特に待機児童解消に向けまして、先取的に一定の基準を満たす無認可保育所について支援するような方向性もちょっと打ち出してきておりますので、これもしっかり注視して、県としても対応すべきところは対応していきたいというふうに考えております。

○鬼海洋一委員 時間がもうちょっとありますから、今の件についてまた質問したいというふうに思うんですが、24時間になります

と、今、堤委員もお話があったように、これは今、最近の労働の事情の中で、特にもうお母さんたちが深夜に預けるというケースがかなりふえてますよね。そうすると、24時間保育、ほとんど無認可の保育園。しかし、経営的にはやっぱり認可にしたいという思いもあって、認可にしようという手をやる。そうすると、じゃあ、24時間になりますと、一つの町、一つの市だけではなくて、かなり広域にそこに集まらざるを得ない、存在そのものがどこにもあるわけじゃないですから。そうすると、広域的な子供さんたちがそこに集まってくる、無認可にですね。そこで、その無認可が認可に移ろうとするときに、じゃあ、自治体の意見書というのが出てくるんですね。そうすると、自治体の意見書というのは、その中で存在する、例えば私で言うと宇土市というふうに、これは仮定の名前ですが、そうすると、宇土市の行政としては、周辺のやっぱり認可保育園の関係もあって、そこに来ると子供たちは広域的になっているにもかかわらず、認可にする同意が得られない、こういうケースが出てくるんですね。うちにはよそからも、松橋からも来よる、富合からも来よるのに、その意見は、宇土市から、設置されている場所から同意の意見をいただかずにいかぬけれども、それができないということで、認可の手続ができないというケースがやっぱり出てきているんですが、そういう問題についても少し調査をされて改善をしていただけるといいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○福島少子化対策課長 御質問は、要するに利用者が市町村をまたがっているようなケースですね。当然市町村が実施主体ということになって、最終的には保育料を払うのがそれぞれ利用者が住んでいる市町村ということになりますので、もしそういうケースが出てきましたら、例えば夜間保育所の設置あたり

でそういうのが出てきたら、当然そこを利用されている方がお住まいの市町村にも働きかけて、それについてどう考えていくかは一緒に考えていかないといけないと思っています。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、採決に入ります。

請……。

○岩中伸司委員 請第51号も、さっきは委員長、議事進行で請第49号ということをおわれとるんで、51号について、ちょっと質問をいいですか。

○溝口幸治委員長 49号が終わってから51号に行きますので。

○岩中伸司委員 一緒にずっとじゃなかったかな。49号だけ。

○溝口幸治委員長 49号だけ採決します。

○岩中伸司委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 それでは、採決に入ります。

請第49号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 堤委員。

○堤泰宏委員 よかばいた。

○溝口幸治委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第49号を採択することに御異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、請第49号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第49号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。そこで、意見書(案)について事務局から配付させます。

（資料配付）

○溝口幸治委員長 配付は終わりましたですね。今配付いたしました意見書(案)は、請願に添付されているものとほとんど内容は変わらないようであります。この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長あてに提出したいと思います。

次に、請第51号を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、執行部からの状況説明をお願いします。

○倉永医療政策総室長 請第51号ですが、熊本県隊友会からの隊員やその家族が退職後も治療を継続して受けられるよう、自衛隊熊本病院の診療の一般開放について国への意見書の提出を求める請願でございます。

自衛隊病院の内容等について少し御説明させていただきますと思いますが……。

○溝口幸治委員長 さっき詳しく説明がなっていますので、簡潔にお願いします。

○倉永医療政策総室長 自衛隊病院は、全国に16カ所設置されておりまして、九州・沖縄地区には、熊本市のほか、福岡市、佐世保市、別府市、那覇市に設置されております。

ちなみに、熊本病院の場合は、ベッド数が

100床で、職員数は常勤医師12名を含めて205名で、1日平均入院患者数は24名となっております。

自衛隊病院の一般開放につきましては逐次拡大をしてきておりまして、現在5病院が開放されております。防衛省の方では、自衛隊病院のあり方につきまして、平成20年11月に検討委員会を設置されまして、翌平成21年の8月に報告書を取りまとめておられます。その報告書によりますと、現在ある16病院を10病院に集約化をし、質の高い病院の整備を図り、原則として保険医療機関化、これはいわゆる一般開放になりますが、これを目指すとともに、救急診療の推進を行い、他の医療機関との連携強化を行うこととされております。

なお、九州・沖縄地区の集約化の方向性としましては、福岡病院または熊本病院に集約するほか、別府病院は特殊な機能病院として別途残すというイメージ図が提示されております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 私も全く知らなかったんですが、これが今まで開放されとらぬだったという、これが不思議でたまらぬで、それだけ自衛隊というのは閉塞的な組織ですかね。この辺は、医療関係で聞いてもらえばよかばってん、改めてびっくりしたんですよ。そして、今報告を聞いてまたびっくりしたけれども、100床に今24名の入院なんて、これは採算は全然合わぬだろうと思うばってん、これ、税金がばさろ注ぎ込まれよとじゃなかろうかと思いつつ、これは自衛隊の予算はふんだんにあるけん、それはよかろうばってん、一般の病院なら、これは早う倒産しとるごたる現状ですね。今の報告だと、205名の

職員に大体24名が入院ということですので、恐らく私の常識では、荒尾の市民病院ばすぐ頭に浮かべたばってん、早う倒産しとっとじゃなかろうかと思うんですが、幾らぐらい1年間に診療以外でいわゆる税金投入がされとるか、それはわからぬでしょうな——わからぬですか。いやいや、その辺の何か今まで開放されとらぬだったことに対して何か感想はなかですか。私は唾然とするですね。

○倉永医療政策総室長 職域の病院ということでスタートから動いてきていますので、そこは通常の一般の病院とはやはり違う目的のためにという、そういう仕組み立てで動いてきている状況がスタートからあっていまして、ただ、やはり地域の人たちのいろんな意見ですとか、そういういろんなそれぞれの病院で過去に既に5病院が一般開放されていますけれども、そういった実態とかを踏まえて、職域の病院とは言いながらも、全部の病床じゃありませんので、一部を一般開放するというふうな形での動きが出てきているというそういう状況の中で、防衛省の方でも、方向性を一応示しながら、取り組んでいくというふうな動きになっていると理解をしております。

○岩中伸司委員 蓮舫さんじゃなかばってん、事業仕分けでいくなら1番にこれは——県民、市民もほとんどこのことなんか知らぬですよ。いかにやっぱり防衛費というのがむだに使われとるか、こういうところまでこんな状況というのは、改めてきょうは勉強になりました。これはしっかりやっぱりアピールしていかないかぬなというふうに思います。何か自衛隊法で規制されとるか何とかあるけれども、そんな法律、早う何とかして、やっぱり国土保護隊か何かに名前を変えて改編していかないかぬですね。意見としておきます。

○溝口幸治委員長 ほかになければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、採決に入ります。

請第51号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第51号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、請第51号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第51号は、国に対し意見書を提出してもらいたいという請願であります。そこで、意見書(案)について事務局から配付させます。

（資料配付）

○溝口幸治委員長 今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど変わらない内容のようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長あてに提出したいと思えます。

次に、請第55号を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、執行部から状況の説明をお願いします。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

熊本県老人福祉施設協議会からの請願にしまして状況等を御説明いたします。

養護老人ホームとは、65歳以上の高齢者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な

者を市町村長が措置することにより入所させる施設でございます。

事業主体は、社会福祉法人と地方自治体に限定されております。

県内には現在38の施設がございまして、定員総数は2,010人となっております。本年6月1日現在、20施設で182人の欠員が生じております。措置に要する費用、いわゆる施設の運営費でございますが、平成17年の三位一体改革以前は、国が2分の1、県が4分の1を負担する補助制度でございましたが、18年度から一般財源化され、市町村の全額負担となっております。

続きまして、請願事項の1の(1)から(3)に関しましてでございますが、老人福祉法では、養護老人ホームの措置に係る県の役割といたしまして、1点目、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助、2点目として、各市町村の区域を越えた広域的な見地からの実情把握、最後3点目として、福祉の措置の適切な実施を確保するため、必要がある場合の市町村に対する助言などを行うことと規定されております。

それから、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等につきましては、県の条例に委任される内容の法案が本年の通常国会に提出され、現在継続審議中でございます。法案成立後に県におきまして条例の制定の予定でございます。条例に定める事項は、職員の資格、職員数、居室面積、利用者数等でございます。

続きまして、請願事項2及び3に関してでございますが、老朽化した養護老人ホームの改築につきましては、改築要望に基づきまして、個室ユニット化を行う場合に、施設整備補助金として、県から1床当たり240万円を交付いたしております。特別養護老人ホームの場合も同様でございます。この県の補助金に対しまして、その3分の2は交付税措置がされております。最近の改築実績としまして

は、施設側の要望に基づき、平成20年度に1カ所、21年度に2カ所ございます。

次に、請願事項4に関してでございますが、運営費の弾力的運用につきましては、当該法人及び施設が適正な運営が確保されていること等が条件でございますが、借り入れの償還金等につきましては、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度とするなどの制度上の制約がある状況でございます。

最後に、請願事項5の(3)に関してでございますが、福祉医療機構の融資制度の中で、老朽民間社会福祉施設整備等の一部整備事業の無利子貸付制度につきましては、障害者施設、福祉施設、あるいは児童福祉施設等は対象でございますが、老人福祉施設に対します国の補助制度が廃止されたことから、現在老人福祉施設は対象から除外されている状況でございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関し、質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、採決に入ります。

請第55号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第55号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、請第55号は採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第55号は、国に対して意見書を提出してもらいたい

という請願であります。そこで、意見書(案)について事務局から配付させます。

（資料配付）

○溝口幸治委員長 今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようであります。この案でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長あてに提出したいと思えます。

次に、継続中の付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第39号について、執行部からの状況説明をお願いいたします。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

請第39号は、県内の認可外保育施設で構成されます熊本県認可外保育施設連絡会からの遊具費、設備、備品等に対する補助の新設等を内容とするものでございます。

去る6月定例会に請願が出され、審議の結果、継続審査とされ、次の9月議会においても同様でございました。

その後の状況の変化といたしましては、まず、国におきまして、先ほど御説明いたしましたとおり、子ども・子育て新システムの議論が現在行われており、その中で、認可外保育施設に対しても新たな助成に道を開く可能性がある中、さらに、この11月29日には、少子化対策担当大臣をキャップとする待機児童ゼロ特命チームによります待機児童解消先取りプロジェクトが発表されまして、この中で最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を先取りで公費助成の対象とすることがうたわれております。

なお、先ほどの補正予算の説明で申し上げましたとおり、安心子ども基金の活用によります熊本県地域子育て応援事業といたしまし

て、今回、認可外保育施設も対象とした助成事業を提案させていただいているところがございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、採決に入ります。

請第39号についてはいかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第39号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、請第39号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が13件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を受けた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、冒頭に申し上げましたとおり、2番、4番、5番については、午後から一括して実施をいたしたいと思います。

それでは、健康福祉政策課、吉田課長、報告をお願いいたします。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

報告事項の資料1ページをお願いいたします。

第2期熊本県地域福祉支援計画の策定状況について御説明いたします。

1番の計画策定の趣旨にありますように、県では、平成16年3月に地域福祉支援計画「地域ささえ愛プラン」を策定し、こととして7年目を迎えますが、一定の成果をおさめ、特に地域の縁がわづくりにつつましては、地域共生拠点の熊本モデルとして全国に発信しております。

第1期支援計画が終期を迎える本年度、引き続き、ともに支え合う社会づくりを目指して、第2期支援計画を策定するものです。

2の計画の概要に記載のとおり、計画の期間は、平成23年度から27年度までの5年間としております。

また、社会福祉法第108条に規定します地域福祉支援計画と位置づけておまして、目標としましては、だれもが暮らしたいと思う地域で安心して暮らせるまちづくりを掲げており、だれもがどこでも気軽に利用できる福祉サービスの創造などを目指す地域福祉の方向性としております。

2ページをお願いいたします。

計画の内容につつましては、まず第1には、くまもと発、まちづくり型福祉の展開としまして、地域の拠点となる地域の縁がわづくり、また、地域の支え合い活動を進めます地域の結いづくり、さらに、地域での起業化を応援するという意味を込めました言葉として使っております地域の支事おこし、これらを3本柱として掲げております。

また、第2には、安心の礎として、市町村社会福祉協議会や民生委員、児童委員活動といった地域福祉の担い手の活性化等、多様な福祉サービスの基盤整備を図りますとともに

に、第3としまして、地域福祉のビジョンづくりということで、市町村地域福祉計画及び市町村社会福祉協議会の活動計画づくりへの支援等について盛り込んでおります。

3計画策定体制、4スケジュールにございますように、これまで、学識経験者、活動実践の代表者等で構成します県地域福祉推進委員会におきまして、4回にわたり協議いたしました。

今後、12月下旬からパブリックコメントを実施しまして、県民の皆様方から御意見をいただき、2月上旬の地域福祉推進委員会での議論を経た上で、最終案を2月の厚生常任委員会で御報告したいと考えております。

続きまして、報告事項説明資料、飛びますが、9ページをお願いいたします。

公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の概要についてでございます。

資料の下段の参考欄をごらんいただきたいと思っております。

この条例は、今議会で提案されております熊本県暴力団排除条例、この第12条の規定、具体的には、「県は、その事務及び事業により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとする。」こういった規定を受けまして、県の公の施設から暴力団を排除するために、関係条例を整備するものでございます。

参考欄の一番下に記載しております①、②に該当する施設として、県全体で24施設が条例改正の対象となっておりますが、このうち、健康福祉部、環境生活部が所管します3つの施設、具体的には、上の表の条例名の欄に記載がございます県身体障害者福祉センター、水俣にございます県環境センター、熊本市にございます県総合福祉センター、これらの各設置条例におきまして、使用の許可をしない場合及び使用の許可の取り消し等を行う場合を定めた規定に、内容欄の2段目に記載

のとおり「その使用が暴力団を利するおそれがあると認められるとき。」といった内容を追加するものでございます。これによりまして、暴力団に利益となるような使用の禁止を図るものでございます。

なお、この関係条例の整備に関する条例、それから親条例になります暴力団排除条例案両案につきましては、文教治安常任委員会に議案として付託されており、平成23年4月1日から施行が予定されております。

以上でございます。

○東障がい者支援総室長 障がい者支援総室でございます。

13ページをお願いいたします。

自殺対策行動計画の策定状況についてでございます。

1の目的についてですが、本県における自殺者につきましては、全国と同様、平成10年に急増し、それまで300人台前半だったのが467人となり、その後も高い水準で推移しております。深刻な状況が続いている状況でございます。

これまで、本県では、自殺の背景にありますうつ病対策を中心に取り組んでまいりましたが、自殺の要因は多岐にわたりますことから、計画的、体系的に対策を進める必要があるとして、今般、自殺対策行動計画を策定することとしたところでございます。

2の計画の概要でございますが、計画期間は、来年度から国の自殺総合対策大綱の見直しが行われます平成28年度までの6年間としております。

(3)の構成についてですが、計画策定の趣旨と本県における自殺の現状を明らかにした後、自殺対策の基本的な考え方を5項目にまとめて示すこととしております。そして、行動計画として、事前予防、自殺発生の危機対応及び自殺や自殺未遂が生じてしまった後の事後対応の3段階に分け、それぞれの段階に

おける主な施策、重点的に取り組む施策を盛り込むこととしております。

14ページをお願いいたします。

各段階において重点的に取り組む施策を掲載しております。

事前予防では、普及啓発、人材育成、危機対応時では、うつ病スクリーニング、相談体制の充実強化、事後対応では、遺族支援を掲げております。

また、以上のような自殺対策行動計画を推進していく体制として、オに記載しております県レベル、地域振興局レベルの自殺対策ネットワークを構築するとともに、28年度までに本県自殺者数を現状より2割減少の369人以下にするという具体的な数値目標を設定し、進捗管理を行うこととしております。

3の本計画の策定に当たりましては、医療、福祉、保健等の関係者16名で構成いたします熊本県自殺対策連絡協議会で検討を行っております。

4のスケジュールですが、これまで2回、自殺対策連絡協議会で検討し、現在計画案の作成を進めております。12月から1月にかけてパブリックコメントを行い、2月の自殺対策連絡協議会で成案を得、2月定例県議会に報告する予定としております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○倉永医療政策総室長 資料15ページをお願いいたします。

熊本県周産期医療体制整備計画の策定状況についてでございます。

この計画の策定につきましては、ちょっと背景をまず先に申し上げたいと思います。

3の方で、策定に当たってということで整理しておりますが、国の方では、東京都の方で妊婦搬送受け入れ拒否の事案等を受けまして、周産期医療体制整備指針、そこに、済みません、方針となっておりますが、指針と修正をお願いしたいと思います。申しわけご

ざいませぬ。

この指針の改訂に当たりまして、国の方では、全都道府県に平成22年度末までに県の計画の策定が義務づけられまして、その対応が求められました。熊本の場合には、従前から、熊本県周産期医療協議会におきまして随時検討をしてきた内容を中心に施策の整理を行いまして、体系化をして計画に盛り込むということに取り組んできております。

1番の目的に戻っていただきたいと思いますが、そのような背景も踏まえまして、県民が安心して出産できる環境を整えるため、特にハイリスク妊産婦・ハイリスク新生児に係る周産期医療体制の確立を図るという目的で計画を準備しております。

計画の内容ですが、計画期間につきましては、平成22年度に公表後平成24年度まで、これは保健医療計画の終期に合わせておりますが、それ以後は、5年ごとに見直しを予定しております。

計画内容ですが、基本戦略としまして、そこに大きく2つ挙げておりますけれども、まず、医療機関の提供可能な機能に応じてということで、県内には、分娩を取り扱う医療機関、病院、診療所が55施設ありますけれども、その機能に応じまして、高次医療機能を提供するグループと、それから正常分娩等の基本的な医療を提供するグループに分けまして、役割分担を行い、早期搬送のための連携の強化策を講じるということにしております。

それから、もう一つの柱ですが、新生児集中治療管理室、通常NICUとっておりますが、この満床状態を解消するというのが一つの課題になっておりまして、県外への搬送を減少させるためには、妊娠時からの早産予防の視点を取り入れるとともに、患者の容体の段階に応じた策を講じていくということで、周産期医療体制の整備を図っていくということで今計画の組み立てをしております。

今後のスケジュールですが、一応今月中にパブリックコメントの実施を行いたいと思っておりますが、来年の1月末か2月には、計画の策定、公表をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

資料16ページをお願いいたします。

第2次熊本県食育推進計画の策定状況について御説明申し上げます。

平成18年3月に策定しました現計画は、今年度が最終年度となります。現在、第2次計画としましてお示ししていますように、策定を進めているところですが、県民の食生活に関する総合的な計画として見直すこととしております。

計画期間は、平成23年度から平成29年度までの7年間としております。

計画の概要ですが、16ページ、中ほど、2の概要の(2)にありますように、3つの基本施策、ライフステージに応じた食育の推進、健康食生活・食育のための環境づくり、健康食生活・食育を支える人づくり地域づくり、この3点を柱としまして施策を展開することとしております。

また、計画策定に当たりましては、17ページの3の(2)計画策定体制とありますが、現場の声を計画に反映させ、県民が主役で地域に根差した計画とするために、食生活や食育活動に携わる団体、県民の代表に参画いただき、検討してまいりました。特に、熊本地産地産地消推進県民条例の中では、食育との連携が明確にうたわれておりますので、今後農林水産部の地産地消の取り組みと一層連携を進めていく必要があります。

地産地消と食育のつながりがしっかりと深まるよう、本計画に環境及び安心・安全に配慮した地産地消の推進を位置づけるとも

に、計画に掲げました目標を達成するための行動指針としまして、伝承料理の提供、県産品の購入、地元の食材を使った食の提案という項目を盛り込むなど、地産地消と食育のさらなる連携と推進を図ることとしております。

計画策定のスケジュールでございますが、18ページにありますように、今後パブリックコメントを実施しまして、3月までに策定したいと思っております。

以上で報告を終わります。

○溝口幸治委員長 報告の今のところまでで質疑ありませんか。

○藤川隆夫委員 周産期医療の件を1つ聞かせていただきたいと思うんですけども、この中に、現在分娩のあり方がいろいろあって、病院でお産する場合、いろいろありますよね。診療所でお産する場合もあるかと思えますけれども、ただ、在宅でのお産だとか助産師のところでのお産という問題が出てきているかというふうに思うんですけども、この策定の中にそのような関係の話は入っているのかどうか、お聞かせください。

○倉永医療政策総室長 体制図の中で、今ちょっと資料、あれなんですけど、地域の産科医療施設と助産所ということで連携体制を図っていくというふうな形で整理をしておりますので、その辺の部分のかかわりについてはつけてあります。

○藤川隆夫委員 関連が書いてあればいいんですけども、ただ、問題点が今いろいろ出てきていますよね、助産師のところでは出産してそのリスクの問題、お産は決して安全なものじゃないわけで、緊急に対応しなきゃいけない状況があるんですけども、それに間に合わなかったとかいう例も出てきているという

ふう聞いておりますので、その部分を含めた体制整備をやっぴりきちっと構築しておかないと、今は妊婦さんのニーズに応じた出産という形のところが多いもので、それも踏まえてやっていただければというふうに思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
山口先生、なか、今のところの報告事項で。

○山口ゆたか委員 大丈夫です。

○溝口幸治委員長 なければ、一たんここで休憩を挟んで、午後1時から再開をいたします。

午後0時3分休憩

午後1時1分開議

○溝口幸治委員長 それでは、午前中に引き続き委員会を再開いたします。

堤委員は、連絡がありまして、おくれる、もしくは欠席ということでございます。

堤委員から依頼がございました生活保護制度についての資料はお手元にお配りしておりますので、皆さん方お目通しをいただきたいというふうに思います。

それでは、報告事項の続きに入ります。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

報告事項の資料19ページをお願いいたします。

高齢者居住安定確保計画の策定状況について御説明申し上げます。

この計画は、1の目的に記載のとおり、昨年5月に一部改正されました高齢者の居住の安定確保に関する法律、略称は高齢者住まい法でございますが、ここで、高齢者が自立し安定した暮らしを続けることができる社会の

構築に向けて、都道府県は、高齢者の住まいを安定的に確保するため、計画を定めることができることになりました。このため、今年度中の計画策定に向けて、学識者によります検討委員会を設け、検討を進めているところでございます。

2の法改正の背景等でございますが、高齢化の進展や住宅のバリアフリー化の立ちおくれ、生活支援サービスつき住宅の不足等の状況でございます。

住宅施策と福祉施策の連携が一層強く求められておりまして、法律の所管も、国土交通省単独の所管から、厚生労働省と国土交通省との共管と改正されたところでございます。このため、本県におきましては、土木部と健康福祉部が共同で計画策定を進めているところでございます。

4の計画の法定事項、計画に必ず盛り込むべき事項でございますが、3点書いてございます。高齢者に対します賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標、高齢者に対します賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項などとなっております。

20ページをお願いいたします。

5の計画の概要でございますが、基本目標を高齢者が安全に安心して生き生きと暮らす住まいの実現といたしまして、理念を高齢者の意思及び尊厳の尊重、地域とのつながり、ユニバーサルデザインの3つを掲げ、計画策定作業を進めているところでございます。

また、計画期間につきましては、本計画と整合性をとる必要がございます住生活基本計画、県の住宅マスタープランでございます。それから、高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画、いわゆる熊本すこやか長寿プラン、この両計画の計画期間を考慮しまして、平成23年度から26年度までの4カ年にしております。

目標及び施策を4項目に整理したいと考え

ておりまして、1点目が多様なニーズに応じた住まいの確保、2点目は住まいとサービスの質の確保、3点目が入居の支援体制の充実、最後4点目が地域で支えるサポート体制の構築となっております、具体的な施策内容等について議論を深めているところでございます。

21ページをお願いいたします。

最後に、6のスケジュールでございますが、来年1月に3回目の検討委員会で計画案を協議した後、パブリックコメントを実施する予定でございます。その後最終案を取りまとめ、3月の常任委員会に御報告の後、計画策定、公表という手順を進めたいと思っております。

以上でございます。

○野田環境政策課長 環境政策課でございます。

資料の報告事項の22ページをお願いいたします。

第三次熊本県環境基本指針・第四次熊本県環境基本計画の策定状況について御説明をいたします。

まず、1番の経緯でございますが、本県では、環境基本条例に基づきまして策定しております環境基本指針と基本計画の対象期間が本年度末までとなっておりますので、現在新しい指針・計画の策定を行っているところでございます。

2番目の策定体制でございますが、(1)の環境審議会の中に設置しました検討委員会や(3)でございますが、県内11カ所での地域懇談会の開催等によりまして、専門的または地域の意見等の反映に努めているところでございます。

3番に、これまでの経緯を書いてございます。そこに記載したとおりの手順を踏んでいるところでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

基本指針の概要でございます。

(1)に記載のとおり、対象期間は10年としております。

今回の見直しの特徴につきましては、まず、目指すべき姿としまして4つ、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会、安全で快適な社会の4つを挙げております。

また、環境施策の方向としましては、今申しました4つの社会の実現に合わせまして、県民総ぐるみで学び学習する環境保全行動と環境配慮に向けた制度とネットワークの展開、この2つを掲げたところでございます。

次に、5番目でございます。

基本計画の概要でございます。

基本計画は、指針における施策の方向に合わせ、分野ごとに取り組みの内容を示すもので、対象期間は5年としております。

特徴としましては、現行計画でも、新たに発生している課題など、幅広く連携して取り組む必要があるものを特定課題と位置づけておりますが、今回新たに、地球温暖化対策の推進、生物多様性の保全、それと環境産業の振興、この3つを加えたところでございます。

また、くまもとの夢4カ年戦略やあるいは社会情勢の変化など新たな課題を踏まえて、効果的な目標の設定を行っているところでございます。

さらに、環境管理システムによりまして、毎年度点検と評価を行い、結果を県のホームページに公表するというようにしているところでございます。

続いて、24ページをお願いいたします。

6番のスケジュールでございます。

今後のスケジュールにつきましては、きょうの本委員会の報告後、パブリックコメントを実施させていただき、その後、環境審議会等に諮りまして、2月の県議会に提案をしたいというふうに考えているところでございます。

なお、25ページ、26ページに素案の概要を記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岡部自然保護課長 自然保護課です。

報告事項の27ページをお願いいたします。

熊本県立自然公園条例及び熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例の取り組み状況について御報告いたします。

改正の趣旨については、1行目に記述しておりますが、先般名古屋で開催されましたCOP10関係でもよく報道されましたが、生物多様性の保全への取り組みなどを受け、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律が本年4月より施行されたのを踏まえ、県立自然公園及び県自然環境保全地域に法律と同様の規定の整備を計画するものでございます。

主な内容ですが、自然公園条例については、1点目が、目的に、「生物多様性の確保に寄与すること」を追加、2点目が、知事の許可を要する行為に、「本来その場所に生息していない動植物を放出したり、植栽すること」などを追加、3点目が、希少植物が減少するなどの地域を知事が指定し、許可なしで事業実施を可能にする制度を定めること、4点目が、民間事業者による公園事業の適正な執行を確保するというようなこと、以上が公園条例の関係でございます。

次に、自然環境保全条例関係ですけれども、今述べました自然公園条例の①から③と同様の改正に加え、罰金の額を変更するというものでございます。

最初に述べましたけれども、法律の改正により、阿蘇くじゅう国立公園や国定公園、あるいは国指定の自然環境保全地域などにつきましては、同様の改正内容で施行済みであります。

今後の予定ですけれども、パブコメの実施などを行い、2月議会に改正案の提案を行い、3月公布、7月施行を予定しております。

自然保護課の報告は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

報告事項28ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備に係る最近の主な取り組み等についてでございます。

1 目的を省略させていただき、2の最近の取り組み状況から御説明させていただきます。

クローズド・無放流型の施設形式の発表に記載しておりますように、さきの定例県議会で、地元住民の方々の御不安にこたえるため、安全性を極限まで追求したクローズド・無放流型の施設形式とすることを表明いたしました。

このクローズド・無放流型の施設構造は、埋立地を屋根や外壁で覆い、周辺環境と分離するもので、水処理施設で浄化した処理水を河川に放流しないものです。

その後、より丁寧な説明を求めるという地元の御要望にこたえるため、知事みずからが現地に入り、地元の方々に直接お会いし、御不安や御心配の生の御意見をお聞きするとともに、クローズド・無放流型の施設構造等を説明する現地説明会を11月8日、9日に南関町、和水町で開催しました。改めて、処分場建設への御理解を求めたところです。説明会は、平日の夜、寒い中でございましたが、それぞれ約200名の方々に御参加いただきました。

住民説明会の模様を簡単に御説明しますと、冒頭、知事から、処分場問題に対し御心配・御不安をおかけしていることを大変申し

わけなく、また心苦しく思っていること、住民の方々が県内に必要な施設であることは理解しつつも、拭えない処分場への安全上の不安を持っておられ、こうした声にどうすればおこたえできるのかなど、知事の住民の方々に対する思いを、クローズド・無放流型を決定した理由を、候補地決定の理由などを説明し、知事自身が先頭に立ち、今後も地元の理解を得ることを最優先に取り組む旨を発言しました。

その後の意見交換では、住民の方々からは、なぜ南関町なのか、絶対安全な施設はない、不安は一向に払拭されないなど、かなり厳しい御意見もちょうだいしております。こうした住民からの御意見を踏まえ、執行部から、どこかに必要な施設であり、安全対策を講じて御理解を得ていきたい、また、最後に、知事が、絶対はないが、現在考えられる安全対策を極限まで講じる、引き続き丁寧に説明を重ね、理解を求めていくと発言しました。地元合意に向けた大きな進展はなかったものの、知事みずから現地を訪れ、住民の率直な御意見を聞くことができたことは大変大きな意義があったところです。

その後、(2)住民説明会等の開催状況にも記載しておりますとおり、環境アセスメント現況調査中間報告の説明もあわせまして、住民や町議会等に御説明をしております。

最後に、3今後の取り組みです。

(1)地元の理解促進についてですが、さきの県議会で表明しましたクローズド・無放流型の施設形式は、処分場の安全性に対する住民の方々の不安や心配の多くを取り去ることができるものと考えております。今後とも、住民の方々の意見に真摯に耳を傾け、処分場の必要性や安全性を丁寧に説明し、処分場建設への御理解をいただけるよう全力を挙げて取り組んでまいります。

また、(2)地域振興策につきましても、時期を見誤らないように検討を進めまして、地

元合意の足がかりとなるよう地元にお示ししてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

資料の30ページをお願いいたします。

前回の委員会以降の水俣病対策の主なものを御説明いたします。

まず、11月4日でございますが、知事と特別委員会委員長が、チッソの事業再編計画に対しまして、意見書を提出されました。

11月12日、チッソが、事業再編計画の認可を国に申請いたしております。

11月16日、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟について、また、翌日の17日には、ノーモア・ミナマタ東京訴訟について、原告・被告双方が和解に向けて基本合意をいたしております。この2つの訴訟の基本合意の内容は、熊本地裁とほぼ同じ内容でございます。要件に該当すれば、一時金210万円、医療費手当を支給するものであります。

11月21日、認定審査会を開催いたしました。

1つ飛びまして、11月30日、水俣病対策特別委員会が開催されまして、チッソから事業再編計画の説明を受けております。

次のページをお願いいたします。

2の新たな救済策の取り組みについてでございます。

対象者数は、和解に向けた基本合意に基づく救済が2,998人、特措法に基づく救済が2万7,160人で、このうち一時金を御希望の方が、下の表の小計のところに記載しておりますとおり、1万2,363人でございます。

1つ飛びまして、(3)の今後の県の役割についてでございます。

ノーモア・ミナマタ各訴訟における和解に向けた基本合意におきましては、原告・被告は判定等が年内を目途に終了するよう努力す

ることとされておりましたが、先週の金曜日、12月10日に行われた和解協議の結果、来年3月までに和解が成立するよう原告・被告双方が努力することとなりました。これは、多数の原告の方々の判定に必要な資料収集に時間を要したことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

県といたしましては、基本合意や特措法に基づく救済が早期に図られますよう、診断や判定等が円滑にかつ迅速に進みますよう最大限の努力を行ってまいります。

水俣病保健課は、以上でございます。

○寺島水俣病審査課長 続きます、水俣病審査課から説明いたします。

32ページの3番の認定業務の状況でございます。

(1)本県への認定申請者数につきましては、11月30日現在で2,968人でございます。

(2)は、説明を省略させていただきます。

(3)の認定審査会につきましてはでございますが、平成21年2月の開催以来、11回開催してきております。直近では、先月、11月27日に開催いたしました。今後も円滑な運営を図ってまいります。

4番、裁判の状況でございますが、国家賠償等請求訴訟につきましては、先ほどの説明でちょっとありましたが、4件のうちの3件は、和解協議を行っております。また、棄却処分取り消しや認定義務づけ等を求める行政事件訴訟につきましては3件、そのうちの1件は、ことし7月に大阪地裁が県敗訴の判決を言い渡し、県はこれを不服として大阪高裁に控訴しておりますが、先月の11月30日に控訴審の第1回口頭弁論が開かれたところでございます。今後も、各訴訟につきまして、県処分の正当性などを主張、立証してまいります。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○溝口幸治委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○山口ゆたか委員 見識不足で済みませんが、生物多様性はどうか解釈すればいいのか、ちょっと教えてください。条例もそうですけれども、計画にも出てきておりますけれども。

○岡部自然保護課長 自然保護課です。

生物多様性という言葉につきましてですけども、生物の種関係、遺伝子関係、それと生態系関係というようなことで、動植物がそれぞれつながりを持った中で生活または生息している状況がございます。それがお互いの関係の中でうまく関係を保つことによって、存在自体が規定されているということもありますので、そういう多様性を持ったかわり合いを持つ中で保全していこうということでございます。

それともう一つ、その多様性という今の現状の中で危機があるというふうに言われております。その多様性の危機というのが、人間が開発等によっていろんな行為を行うこと、それともう一つは、以前は人間が自然に対して積極的に関係していたものが、手を引いた中で、それが後退していく、例えば、裏山の里地・里山とかいうことで、裏山の芝刈り、まきとかをとらなくなった中で山が荒廃していったような状況、それが第2の危機と言われておりますし、もう一つ、第3の危機と言われておりますのが、外来生物の侵入等が言われておまして、そういう生物の多様性が危機の状況にあるという状況が言われているというようなことで、そういう危機を乗り越えて生物の多様性というのを保全、あるいは維持していかなければいけないということで、よく生物の多様性ということを言われて

いるというふうに認識しております。

○山口ゆたか委員 私もそんな感じかなと、ぼわっとしかちょっとわかっていなかったので、よかったら何かそういう説明をされたペーパーとかあったら、いただければと思います。

○溝口幸治委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○岩中伸司委員 冒頭申したように、ちょっとどういう関係か、部長。

○駒崎環境生活部長 まず、経過を次長が説明いたします。

○山本環境生活部次長 山本でございます。

御承知のことではございますが、12月10日から16日にかけては、拉致被害者、拉致問題を考える啓発をするための1週間ということになっておるところでございます。

これに関しまして、私どもの部では、昨年度も実はつけさせていただいておりました。うちの部だけでございますが。今年度は、この拉致問題を所管しております観光交流国際課の方から、実は、昨日、バッジとともに着用の依頼がございまして、本日つけているものでございます。

あと、経済常任委員会の幹部の方たちも着用されていると聞いております。文治もつけておられるというふうに聞いておるところでございます。

私どもとしては、被害者の家族の方、斉藤文代さんとか、平野フミ子さんとか本県に在住されておりますので、私どものところで発行しております「コッコロ通信」という啓発

雑誌もありますが、そういったもので啓発をするなど、先ほど申し上げました観光交流国際課とともに協力をして、この問題の啓発とか世論喚起に努めているところでございます。

なお、余計なことかもしれませんが、今度の日曜日、19日には、ニュースカイホテルで拉致問題を考える国民大集会というのがございます。

済みません、ちょっと余計なことも言いましたけれども、経過としてはこういうことでございました。

○岩中伸司委員 そしたら、昨年も環境生活部だけははめていたということですかね。私もここに入って異様さを感じましたので、冒頭、質問じゃないけれども、私の意見をちょっと申し述べたんですけれども、確かに拉致問題の早期解決というのは、これは積極的に進めなければいけない問題だし、私もやっぱり北朝鮮という国は非常に難しい国だなと思っているところですね。いろんな問題で私も2度ほど訪朝したんですが、実際行ってみれば、こっちで思うような状況ではないんですけれども、ただ、この拉致問題というのは、今日もまだ国交が正常化されていないという現状もあるんで、やっぱり対話を中心に積極的に進めていかなければ解決しないなど。小泉首相時代に日朝平壤宣言なんかも出されていますけれども、それに基づいて拉致被害者の5名の一時帰国もあったんですが、これは当初新聞も一時帰国と報道したんですが、これ、日本政府が、もう日本に永住させるというふうなことで今日まで至っているようですので、私はやっぱり本当の意味で、対話というか、国交の正常化を図る中でしか解決しないんじゃないかというふうに思うんですね。圧力というか、いろんな意見が出されていますけれども、そういうことじゃない解決を望むところです。

皆さん方もこの思想・信条の自由はあるわけですし、特に人権に絡む問題ですので、そういう意思表示の仕方もあるかなというふうなことは少しは理解したんですが、冒頭入ってきてちょっと異常さを感じましたので、感想だけ述べておきます。

以上です。

○駒崎環境生活部長 経過は山本次長から御説明したところですけれども、当部の考え方と今後のことを反省を含めて申し上げます。

委員会の開催前、冒頭、委員長からも、いきなり一斉に全員がつけていると、ふだんつけてない人がということで、いかにも何か取ってつけたようなというふうな御指摘であったかと思っております。その点は、そういう我々県職員の日ごろの行動ぶりが、十分この拉致問題に向き合っていないという面があることは否めないかと思いました。そうした意味で委員長からの発言は重く受けとめて取り組みたいと思います。

岩中委員からは、北朝鮮に対する対処ということで御発言があったかと思いますが、我々公務員は、法を遵守する義務がございますので、この背景を簡単に申し上げますと、平成18年6月に拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律というのができまして、地方公共団体の責務としては、国と連携を図りつつ、この問題に関し、国民世論の啓発を図るというふうに書かれております。そして、12月10日から16日が、国連での決議された日を記念して、北朝鮮人権侵害問題啓発週間とされているのは先ほど御報告したとおりでございます。本県では、昨年から、この週間に当たっては、バッジをつけるなどの努力をしているところでございます。

国と連携をしつつということで、国民世論の啓発を図るということで、決してこの週間に限ってバッジをつければよいということでは

はないというのは十分承知しているつもりでございます。先ほど山本次長から話がありましたように、人権情報誌の「ココロ通信」でも、最新号、11月号で北朝鮮の拉致問題の話も特集しております。それから、この週間の間に、県内のAMラジオの中に人権啓発番組がございますけれども、これは昨年度も拉致被害者の方をゲストに招いてラジオ放送の中でこの問題に触れておりますが、ことしも同様に対処する予定でございます。

ちなみに、国の方は、北朝鮮に向けて啓発の宣伝ラジオ放送をなさるということで取り組んでおられます。

国にできること、県にできること、あるいは公務員として法令に掲げられた責務を粛々と取り組んでいくということも大事なことかと思っております。日ごろの努力が足りずに一部違和感をお与えしたことは、率直に反省しておわびするとともに、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○岩中伸司委員 少し気になる部分は、確かにおっしゃる取り組みを進めていくというのは大事なことだと思うんですけども、啓発活動という意味での活動でしようけれども、私からこれを見れば、ある意味では、さらに北朝鮮敵視の宣伝・扇動という舞台に役所の前列の人たちがなっていくのかなというふうな思いもするんですよ。そういう受けとめ方も私はされていくと思うんですね。ですから、そこら辺は、やっぱりそれぞれの気持ちの中にはきちんとあるわけですので、これは私も同じですよ。何かちょっと変わり者のように思われていますが、思いは全く一緒だと思うんで、そのことはやっぱり、一斉にこのバッジをつけてこうされると、私もバッジをつけていますが、これは新社会党のバッジでして、これは私の信念としてつけているんですが、ですから、やっぱり、委員長じゃない

けれども、取ってつけたようなという言い方は表現はよくないと思うんですが、私は、気持ちの中に持っておけば、あえて——部課長章というのが、記章というのができたのかぐらいですね、管理職バッジができたのかというぐらいに思ったものですから、その辺は余りそれにこだわらないでやっていってもらわないと、私は北朝鮮に対する敵視政策の扇動につながっていくような気がして、そういう部分も出てくると思いますので、そこはちょっとやっぱり配慮願えればというふうに思います。

○溝口幸治委員長 いいですか、じゃあ。済みません、私の名前も出てきていますので。岩中先生とは北朝鮮に対する考え方、拉致問題に取り組む姿勢も含めて思想も考え方も全く違いますが、違和感を感じたという部分じゃ、まさに共通をしています。そして、おっしゃったように、ただバッジをつければ済むという話じゃないというこの部分も全く一緒です、考え方が違うだけで。

私たちも、拉致議連をつくって、バッジをつけていますよね。つけていくと、いろんな人に、そのバッジ、何ですかと聞かれて、いや、これは実は拉致された人たちを救うためにつけているんですと、このブルーという意味はという説明までするんですね。そしたら皆さん関心を持たれて、あ、それ、どうすれば手に入るんですか、500円ですよ、ああ、なら500円今度払うけん持ってきてくださいとかいうことで、こう啓発をやっていくわけですね。

取ってつけたようにという言葉が乱暴かもしれませんが、私を感じたのは、あ、課長以上だけにきょうだけだれかが配ってつけとけば、一応きょうはここはおさまるんだというような姿勢があるんじゃないか。去年、実は私、商工部の担当だったので、商工部もそうだったんですね。きょう、まさにそういう感

じが、直感的にというか、しましたので、本当にそのバッジをつけたから、これ、解決するわけじゃなくて、岩中委員がおっしゃっているように心の問題で、バッジをつけようがつけまいが、そういう北朝鮮による人権侵害を許さない、人権問題をきちっと解決していくという思いがあれば、そのバッジにこだわる必要はないと思います。

きょう、違和感を感じたのは、課長以上だけがつけている、この中で500円払われた人がいるのかどうかわかりませんが、そういうのを聞くつもりもありませんが、やっぱり何かやり方が違うんじゃないかなというような違和感を私も持っていますので、ましてや、健康福祉部は、人権擁護だとか人権にかかわる条例を今から上げようというときに、何か形骸化しているというか、むなしいというか、ただ形さえ整えばそれで済むというような考えがもしもあるんだしたら、やっぱりそれは大きな間違いだろうというふうに私も思いますので、今部長からお話もありました、岩中先生の意見の開陳もありましたので、これ以上言いませんが、その辺はきちっと踏まえていただいて、今後の取り組みに生かしていただきたいというふうに思います。

ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 1点だけ。実は、介護職員の介護現場における医療行為の問題、きょうの朝の新聞にも載っていたかと思います。経管栄養の問題とたんの吸引の問題。詳細がもう一つちょっとわからないんですけど、一体どの程度までできるのかというのが1つと、これの責任の所在は一体どこに帰するのかと。新聞等によると、医師・看護師の指導のもとか、いることが条件みたいなふうにも書いてあったような気もしますけれども、その部分がどういうふうに整理されているのかという問題。医師・看護師、確かに特養・老健、いろんな施設にいることはいるんですけど

れども、常時いないような可能性もあるわけで、その場合は一体どういうふうな取り扱いをするのか、また、さっき言ったように責任の所在はどうなるのか、その付近、ちょっとわかっているならば教えていただければと思います。

○古谷認知症対策・地域ケア推進課長 まず、けさの新聞にも出ておりましたけれども、たんの吸引等に関しましては、必要な者に対して必要なケアを安全に提供するというところで、有識者で構成されております介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会というのが今設置されているところでございます。

その検討会において、現在中間報告という形で本日新聞では報道されていたかと思えますけれども、その中では、来年度の法改正において、介護職員による医行為、こういったものを認めていこうということでおおむね合意があったということでございます。

現在、それに先立ちまして、昨年2月に特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会というのが設置されておまして、そこでの報告書がまとめられまして、それを受けまして、ことしの4月の1日に、特養においては介護職員による口腔内のたんの吸引等を許容すると、これは一定の条件のもとでということで、厚労省の医政局の医政局長通知が発出されているところでございます。

現在、一定の条件というのがやはりかなり厳しく、当然医師の指示があつて、それを受けて、介護職員と連携をしながら、現在は特養内で行われるという状況が現在あつております。

今回の報告書では、まだ中間報告ということで、まだ詳細を私どもではちょっと把握しておりませんが、法案の方向としては、法制化に向かってこれから検討していく

というふうに認識しているところです。

○藤川隆夫委員 現状では、まだ余り深く詰められていないというふうな状況かというふうに思いますけれども、たんの吸引にしても、口腔内だけで済むのかという話も当然出てくると思います。気管までやらなきゃいけないのか、あるいは鼻腔からやるのかという話もあるでしょうし、経管栄養に関しましても、やはり確認をとりながら経管栄養を流していくんですけれども、間違つて気管に入ることだってありますし、その付近の問題は当然出てくると思います。傷つける場合だってあります、経管栄養の場合は。

そういう場合に、例えば指示を出したから指示を出した人間の責任になるのか、あるいは実際に実務をやった人間の責任になるのか、その付近の問題もあるでしょうし、家族が果たしてどこまで求めるかというのもあるでしょうし、家族との了承も要るのかもしれないし、それをやるに当たって。その部分を含めて、これから詰めていく問題が多々あるかというふうに思うんです。ただ、介護現場が非常に厳しい状況で、手伝わってもらえることは非常に助かる部分があるのも事実だというふうに思います。ただ、安全にやっぱりやっていかなきゃいけない部分だろうというふうに思いますので、先ほど言ったように、どういう形で手技の熟練を上げていくか、あるいはその責任の所在はどういうふうに担保していくか、その部分がある程度詰めてもらわないと、実際にやりにくいんじゃないのかなというふうに思っておりますので、国の情報を取りながら、現場の声を聞いて、国にきちっとやっぱり上げていってもらえればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○鬼海洋一委員 本来は、教育委員会の方に質問しなきゃならぬことだと思うんですが、障害者の雇用の問題、今特に新卒の皆さん方は普通高校含めて非常に厳しい状況になっています。障害者の学校を卒業した新規の就業というのは極めて困難な状況だというふうにお聞きしているわけですが、キャリアアドバイザーという制度がありますよね、これが十分に機能していないという、数の問題についても不十分じゃないかというような指摘もあるわけですが、雇用の問題ですから、商工部局あるいは教育委員会、ここと連携をする必要があるというふうに思いますけれども、障がい者支援総室の方で、これらの課題について、今言ったそれぞれの部局との連携も含めて何か取り上げて考えておられることがあればお尋ねしたい。ぜひ積極的にやっていただきたいという思いを込めて質問いたしたいと思います。

○東障がい者支援総室長 教育委員会が所管していますけれども、障害を持つ学校卒業生、非常に就職は厳しい状況でございます。キャリアアドバイザーは、普通高校だけじゃなくて、そういう障害を持つ子供が在籍している特別支援学校にも配置はされているんですけども、数は限られております。ひのくに高等養護学校は、それなりの就職率を示していますけれども、それ以外の特別支援学校の方は非常に厳しい状況だと。

そういった方たちが職につくことなく卒業された後は、障がい者支援総室としても、これは商工観光労働部が所管していますけれども、障害者就業・生活支援センター、そういったところと連携をとって、そういった方の就労への取り組み、これはやはり自立した生活をする上においてもそういう就労の場は非常に大事なところですし、そしてまた、こちらの方の制度としても、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業所、A型、B型、そ

ういったところで、そういった福祉的就労になる場合もあるかもしれませんが、雇用契約を結んだ就労形態も出てくるだろうと、そういったところを拡充する中で、少しでも自立に向けた生活基盤が安定するような形の取り組みを、商工観光労働部、教育委員会とも連携をとってやっているところでございます。

○鬼海洋一委員 まず、キャリアアドバイザーというのが全県で3人ですかね、ですから、これが、今おっしゃったように、すべての特別支援学校の卒業生を対象とする担当という形になるんですが、ちょっと不足しているんじゃないかというのが1つあります。

それからもう一つは、今お話があったB型、あるいはA型も含めて、そういう対象の就業をする施設というのが総体的にちょっと不足しているんじゃないかというような話もあるわけですが、その辺いかがでしょうか。

○東障がい者支援総室長 就労継続支援B型については、障害福祉計画、その数値の中で動いているというところがございます、今の障害福祉計画が、計画期間は21年度から23年度までということになっております。今後、後で報告いたしますけれども、障がい者計画、そういった中でその就労対策についても取り組もうとしていますし、23年度にその障害福祉計画の次期計画をつくる時、第3期計画をつくる時も、そういったそれぞれの地域の実態等を踏まえて策定をしていきたいというふうに考えているところです。

○鬼海洋一委員 キャリアアドバイザーは、新たにふやすということはありませんか。

○東障がい者支援総室長 キャリアアドバイザーは学校に配置されていまして、教育委員会所管だもんですから、きょうお話があった

件は教育委員会の方にお伝えしていきたいというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 やっぱかなり不足しているんで、先ほど予算の使い方の問題で指摘もしましたけれども、ここそ今非常に深刻に求められている場所ですから、ぜひそういうところに対する予算をつけるということについても緊急課題として考えていただくようお願いしておきたいというふうに思います。要望です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

それでは、午前中お話ししました3件についての説明に入りますが、席がえというか、もう用がない方もいらっしゃいますので、席がえをいたしますので、5分ほど休憩をいたします。

午後1時42分休憩

午後1時49分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開いたします。

まず、吉田課長から報告をお願いいたします。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課です。

第3期やさしいまちづくり推進計画の策定状況につきまして御説明いたします。

御説明に用いますのは、報告事項の資料の3ページから8ページまでの部分と、それからもう一つ、別途配付しておりますA3の資料、A3横の熊本県やさしいまちづくり推進計画の概要、この2つを用いまして説明させていただきます。

なお、説明の中で、計画の根拠となっておりますやさしいまちづくり条例につきましても若干触れて申し上げたいというふうに思っております。

まず、報告事項の資料の3ページをお願いいたします。

やさしいまちづくり推進計画につきましては、平成7年に制定されました熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例、略称でやさしいまちづくり条例と申しておりますが、これを根拠として策定、推進してまいりました。

第2期計画の期間が、本年度末で9年間の計画期間を終了しますことから、第3期計画の策定作業を進めております。

1番にございますように、この計画は、やさしいまちづくり条例に基づいて、総合的に県の施策を進めていくものでございます。また、高齢者や障害者等が自立と社会参加を果たせる社会を築くために、ユニバーサルデザインを理念としたやさしいまちづくりという考え方を引き続き推進していくこととしております。

2にありますように、くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会、これは20人の委員の先生方で構成しておりますが、この協議会とその中に9人の委員から成る計画策定専門委員会を設置しまして、計画内容の検討を行ってまいりました。また、庁内組織として、庁内31の所属から成ります推進会議で協議、調整を行ってまいりました。

4ページをお願いいたします。

3番、これまでの取り組みにありますように、本年度に入りまして、3回の策定専門委員会、2回の推進協議会を開催し審議を行い、計画素案の検討を行ってまいりました。

4番の第3期計画案の概要につきましては、A3の横の資料、こちらを使いまして御説明したいと思います。

この図は、今回の計画とやさしいまちづくり条例との関係や、計画の基本的な事項、分野別の施策、指標などの関係を体系的にごらんいただくために作成したものでございます。

まず、上の一番左側の部分をごらんいただきますと、平成6年に、いわゆるハートビル法、これは建築物についての施設利用上の円滑化を図るための基準を定めたものでございますが、これが制定されております。また、平成12年には、いわゆる交通バリアフリー法、これは、駅などの旅客施設、公共交通機関など、移動の円滑化を図るための基準を定めたものでございますが、これが制定されております。これらが統合・拡充された形で、その下にございますが、バリアフリー(新)法が平成18年12月に施行されております。このバリアフリー(新)法では、特定の建築物、あるいは公共交通機関、道路等を新しく整備する場合に、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めましたバリアフリー基準への適合を義務づける内容になっております。

次に、その右になりますが、本県では、やさしいまちづくり条例、平成7年4月に制定しております。これは30条から成るものですが、3つの基本指針として、記載のとおり、1 番の県民意識の高揚、2 社会環境の整備、3 生活環境の整備といったものを掲げて進めてきております。特に中心になりますのが生活環境の部分でございまして、これは、先ほどのハートビル法、あるいはその後継となりますバリアフリー(新)法で定められました建物の基準に上乘せ、横出しをした基準を定めております。16年10月には、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、条例の対象を、制定当初の高齢者、障害者、これに加えまして、妊産婦、乳幼児連れ等に拡大するなど、数次にわたる改正を行ってきております。

ここで記載ございませんが、ハートビル法、6年の6月制定と、やさしいまちづくり条例、7年4月制定ですが、その前後関係について若干触れさせていただきます。

やさしいまちづくり条例につきましては、全国的には大阪府、兵庫県など、大阪が一番

施行が早うございまして、平成4年10月に福祉のまちづくり条例というものを制定、施行しております。本県におきましても、翌年の平成5年からやさしいまちづくり推進協議会を設置し、条例に向けて、建築物のガイドラインの策定等、準備を行ってまいりました。そうした検討の段階におきまして、平成6年の6月には、国の方でハートビル法が制定されてございまして、本県のやさしいまちづくり条例でも、その法律の基準に上乘せ、横出しをする規定を加えて条例が制定されたところでございます。したがって、制定の年月順序は、ハートビル法が先で、やさしいまちづくり条例が後になっておりますが、動きとしましては、法律に先んじて、やさしいまちづくり条例を制定するというようなことで作業はスタートしたという経緯がございます。

A3の資料にお戻りいただきまして、資料の上段のやさしいまちづくり条例から右に矢印がございます。この条例を総合的かつ計画的に推進するために制定したものが、やさしいまちづくり推進計画でございます。第1期計画が平成8年度から13年度までの6年間、第2期計画がその後9年間ということで、合計15年間推進してまいりました。

第2期計画の左下でございますが、点線囲みの中に第2期計画の評価というのがございます。ここにありますように、現計画では30の指標を掲げておりますが、このうち21につきまして8割達成、一方、達成率が8割未満のものが9つ指標としてございます。また、県民の方々のやさしいまちづくりの認知率というのが、ほぼ半分ということでございまして、引き続きやさしいまちづくりを推進していかなければならない状況にあると考えております。

上段の右の第3期計画の下に目指す姿というのがございます。これは条例の前文にもうたわれております「高齢者や障がい者等を取り巻く様々な障壁を取り除き、県民だれもが

いきいきと暮らせるような社会の創造」といったことを掲げております。

その下に、黒字に白抜きの文字で基本的事項という6つを挙げております。

①がユニバーサルデザインの視点、こちらは、計画の対象を第1期計画では高齢者、障害者としておりましたが、その後、平成16年にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、条例が改正されましたので、計画につきましても、対象を拡大し、妊産婦等を加えております。

②の条例の体系に沿った展開では、条例に規定されております3つの基本方針、7つの分野を対象として施策展開を行うこととしております。これにつきましては、後ほど御説明いたします。

③の計画の効果的な推進と進捗管理ですが、今回新たに、県民にわかりやすい施策展開を図るために、重点プロジェクトを設定いたしました。これにつきましても、後ほど御説明いたします。

また、その右にございます現計画と同様に、計画の実効性を確保するために、各分野ごとの施策の進捗を図る指標を設けまして、それぞれ数値目標を設定しております。その指標の数につきましては、ここに書いてございます数字が間違っておりまして、現在2期計画では30でございます。31指標とございますが、誤りでございます。申しわけございません。30指標、これが、今回の第3期計画では21ということで絞り込んでおります。

④の推進主体と役割分担ですが、県民やNPOといった民間や事業者、行政などと協働して行うこととしておまして、みんなでこの計画を進めていこうという意味を込めて、計画の愛称を「みんなでやさまち夢計画」ということで考えております。

⑤計画の期間は、23年度からの6年間、中間25年度には、見直しを行うということで考えております。

⑥にございますように、関連計画、非常に広い分野と関連をしておまして、くまもとの夢4カ年戦略はもちろんのこと、部内の高齢者福祉計画、障がい者福祉計画、地域福祉支援計画等々と連携し、進めていくこととしております。

なお、夢4カ年戦略では、やさしいまちづくりは、長寿安心くまもとの中の主な施策の一つとして位置づけられております。

次に、図の下半分をごらんいただきたいと思っております。

横に、第1県民意識の高揚、第2社会環境の整備、第3生活環境の整備ということで、3つの基本方針が記載してございます。それにぶら下がる7つの分野としまして、黒字に白抜きの文字で、1番意識づくり、2番教育、雇用、情報、スポーツ・レクリエーション・文化、防犯・防災・交通安全、生活環境ということになっております。

まず、左の1番、意識づくりにつきましては、県民への障害等への理解促進のための施策、あるいはボランティア活動の意識の育成等を通じて県民の意識高揚を図る内容となっております。

(1)にございますように、共生社会への理解、あるいはボランティア活動の取り組みでございまして、具体的には、例えば、ここで挙げております指標が、下の指標の設定というところに4と記載がございまして、ハートフルパス制度、これは、障害者駐車場の利用証を発行する制度ですが、この協力施設を拡大すること、あるいは地域の縁がわづくりの箇所数の増加、こういったものをこの分野での指標として設定をいたしております。

右の第2の社会環境の整備、ここが一番幅広い分野でございまして。

まず、2の教育につきましては、特別支援教育の充実を通じてのニーズへの対応、あるいは高齢社会において重要性を増す生涯教育の充実を図るといった内容でございまして、

「夢への架け橋」教育プランという専門プランがございますので、その施策内容を基礎としております。(1)学校教育、それから、(2)生涯学習の取り組みを掲げております。

右の3番の雇用分野、これは、高齢者、障害者の就業機会拡大に努める施策の内容でございます。しごといきいき県民プランというプランがございます。この内容を基礎としております。

4番の情報では、高齢者や障害者の社会参加を進めるためのコミュニケーション手段の充実などを通じて、情報入手のための環境整備を図る内容を記載しております。

5のスポーツ・レクリエーション等につきましては、高齢者や障害者等が、身体の状態や障害の特性に応じて、参加しやすい機会や情報提供などの環境整備を図る内容でございます。

さらに、6番の防犯・防災・交通安全につきまして、防犯につきましては、高齢者、障害者を守るための犯罪の起きにくいまちづくり、防災では、災害時の要援護者の避難誘導や避難所の整備、地域住民の防災意識の向上、交通安全では、安全な歩行空間等の整備と県民への交通安全の教育の推進を図る内容でございます。ここでは、犯罪の起きにくい安全・安心まちづくり基本方針、あるいは熊本県交通安全計画、こうした施策の内容を基礎としております。

なお、この社会環境の整備の施策につきましては、このまちづくり計画の策定委員会の議論の中で、教育あるいは雇用、こうしたその他に専門性の高い計画があるところについては、やさしいまちづくりの委員会で議論してもなかなか議論が深まらないということで、こうした他の計画で設定された施策や指標を共通のものとして導入していこうというふうな議論の結果、こうした整理になっております。

続きまして、一番右が、第3の生活環境の

整備でございます。

ここでは、建築物、道路・都市公園等については、だれもが円滑に利用できる建築物や住宅及び道路やトイレ等の整備の推進を図る内容でございます。

また、右の(3)の旅客施設・公共車両等では、高齢者や障害者等が安全かつ円滑に移動できるような施設・車両の整備を図ること、あるいはワークショップ等を通じて、当事者の意見の反映の仕組みづくりや公共交通事業者への研修を通じた障害者への理解の醸成を図るといった内容が記載されております。

こちらでは、下の指標をごらんいただきますと、法律あるいは条例で基準が定めておりますが、条例の中で事前協議制度を設けております。その事前協議についてなされた建築物の割合等、あるいは県管理道路の歩道のバリアフリーの割合、乗合バスのノンステップバス導入の割合、こういったことを指標として設けております。

以上のように非常に幅広い分野、それから指標として21の指標を設定しておりますが、今回、よりわかりやすい施策の展開をすることで、重点プロジェクトを設けております。

一番下の部分にそれを記載しております。これにつきましては、当事者の方々へのアンケート調査というのを6月に実施しております。その中でも特に要望の高かった啓発の促進、それから右にございますが、移動の確保、そうした観点から6つの取り組みを記載しております。

これ以降、取り組みの内容につきましては、先ほどの報告事項の資料に戻っていただきまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

7ページの一番下の部分から8ページにかけて、重点プロジェクトの6つの取り組みを記載しております。

まず、7ページの一番下でございます。

啓発の促進の観点からの取り組みが、①のおでかけトイレ普及作戦、次の8ページに内容を記載しておりますが、高齢者や障害者等に配慮されたトイレの設置を進めるための取り組みでございます。

②は、ハートフルパス制度の九州全域展開、既に佐賀、長崎、熊本、鹿児島、山口の5県で取り組んでおりますが、これを九州全域に広めていこうという取り組みでございます。

③につきましては、障害者・高齢者への理解を深めていただくためのサポーターの育成の取り組みになります。

④これが、地域の子供グループ等による町中の使いやすい建物や歩道のウォッチングでございますやさまち発見隊。

⑤が、災害時の情報伝達、避難経路、避難所のバリアフリー状況を検証する災害時のバリアフリーウォッチの取り組み。

⑥が、計画の早い段階で当事者参加で意見反映を図る対話によるUD空間整備促進。

こういった取り組みを重点プロジェクトとして掲げておまして、さらにわかりやすい計画の進捗を図っていきたくと考えております。

5番のスケジュールでございますが、本日御報告した後にパブリックコメントを実施いたしまして、県民の方々の御意見を伺い、最終的には、調整した上で、2月の議会の方で提案させていただきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○東障がい者支援総室長 障がい者支援総室でございます。

報告事項につきましては、まず、5番の第4期熊本県障がい者計画の策定状況から説明させていただきます。

報告事項の資料の10ページをお開き願いたいと思います。

まず、1の目的でございますが、障がい者計画につきましては、障害者基本法に基づきまして、県における障害者施策の総合的な推進を図るために策定するものでございます。

本県では、これまで3期にわたり計画を策定してきておりますが、現在、第3期計画の計画期間が今年度で終了いたしますことから、次期、第4期計画の策定に向けて検討を行っているところです。

現在、計画の素案の取りまとめに向けた作業を行っている段階ですが、本日は、現時点での計画の概要案について説明させていただきます。

2の計画(案)の概要ですが、初めに、(2)の計画期間についてですが、平成23年度から26年度までの4年間を計画しています。

障害者施策につきましては、現在、国において、当面5カ年間を障害者制度の集中的な改革期間として制度改革に向けた検討が行われているところです。こうした新たな制度のもとでの次期計画の開始時期などを考慮して、4年間の期間を設定したところでございます。

続いて、(3)の構成についてですが、基本目標といたしましては、くまもとの夢4カ年戦略に掲げられていますくまもとの夢づくりを踏まえ、すべての障害者が熊本に「生まれてよかった、住んでよかった、これからもずっと住み続けたい」と思える社会の実現を掲げております。

この基本目標の実現のために、すべての県民で築く「ともに生きる社会」を最上位理念に掲げた上で、障害者のみずからの選択・決定・参画の実現、障害者が安心して生き生きと生活できる環境づくり、これらを基本理念として施策の体系化を図っております。

計画期間中に特に重点的に推進する必要がある施策につきましては、重点施策といたしまして、地域生活への移行支援・地域生活支援、それと新たな障害に対する支援、それと

障害者の家族に対する支援、それと県民みんな障害者への差別をなくす取り組み、以上4項目を設定することとしております。

11ページをお願いいたします。

個別の施策については、分野別施策として整理しております。保健・医療及び地域生活支援体制の充実、安心して暮らせる社会環境の整備、住みやすい生活環境の整備、「ともに生きる社会」に向けた意識づくりの4本の柱のもとで、施策の内容を記載することとしております。

なお、先ほど説明いたしました3つの理念のうち、障害者が安心して生き生きと生活できる環境づくりの実現のためには、やさしいまちづくりへの取り組みや地域との交流を柱とする地域福祉の推進が不可欠であることから、現在並行して策定作業が行われておりますやさしいまちづくり推進計画や地域福祉支援計画などの関連計画とも整合性を図りながら、個別施策の整理を行うこととしております。

このほか、県内を11の圏域に分け、それぞれの圏域において広域的・重点的に取り組んでいく施策を取りまとめた障害保健福祉圏域計画を盛り込むほか、計画期間中の進捗状況が明らかになるように、37項目の数値目標を設定し、進捗管理を行う予定にしております。

3の策定に当たってですが、今回の計画策定に当たっては、障害当事者を初め、さまざまな分野の関係者の御意見や御要望を伺いながら、3つの取り組みを通して、整理・集約しながら作業を進めております。

まず第1に、専門的な検討を行うために障がい者計画検討委員会を設置し、学識経験者や障害者団体の代表など14名の委員の皆様、これまで4回にわたって検討いただいたところです。

第2に、障害当事者等の意見や要望を反映させるために、今年6月から7月にかけて、

障害者を対象にしたアンケートや障害当事者・家族団体等の意見交換、さらには県民を対象にしたタウンミーティングを実施いたしております。

第3に、庁内の関係各課32所属で構成いたします庁内連絡会議を設置し、適宜関係部局との間で意見調整を行っているところです。

4の計画策定のスケジュールですが、計画策定のスケジュールのうち、今後の予定について説明をさせていただきます。

12ページをお開き願います。

今月17日に今年度の第1回の障害者施策推進協議会を開催し、計画の素案を提示した上で、協議会の委員の皆様のご意見を伺う予定にしております。その後、来年1月にかけてパブリックコメントの手続に入り、さらに検討委員会等の開催を経た上で、2月県議会において計画の成案を報告させていただきたいと考えております。

次に、条例に移ります前に、大変申しわけございません。1つだけ報告をさせていただきたいと思っております。

9月定例県議会の常任委員会の際に、障害者施設の商談会の結果報告を次回の委員会ですらうという御指示がありましたので、10月7日に開きました熊本県授産施設関係の展示・商談会の概要について報告させていただきます。

参加施設は43施設、展示品目は約300種類、1万点を展示したところでございます。来場者数は647人、当日の販売額は63万1,450円でございます。この展示・商談会のうち、商談があった件数が10施設で、そのうち商談が成立したのが6件でございます。商談成立金額は28万1,928円で、現在商談中のが1件ございまして、その金額は550万ぐらいの金額になる予定でございます。

なお、県、市町村その他公的機関からの優先発注の状況ですけれども、20年度は2,328万の優先発注、21年度は2,637万と、年度ご

とに優先発注が増加している状況にございます。

それでは、引き続きまして、条例について説明させていただきたいと思っております。

○溝口幸治委員長 今のところで何か質問はありますか。

○松田三郎委員 やさまちの方で、課長、これ、ちょっとこの間、私見落としとしておまして、単純な疑問なんですけれども、7の生活環境のところの一番下、指標の中で県営住宅のUD対応割合、県管理道路の歩道バリアフリー割合というのが掲載されておりますが、予算の制約があるとはいえ、県営住宅のUDの割合をふやそう、あるいはバリアフリーの割合をふやそうと土木の方で予算をつければ単純にふえるわけですよ、多分。ここにわざわざ挙げてあるということは、多分、数字はわかりませんが、計画の最終年度、現状は何%だけれども、最終年度にはこれぐらいのパーセンテージに上げるというような形で多分なるわけでしょう。そうすると、ここに挙げている意味というのは、例えば土木部にきちきちと毎年度毎年度予算づけをして、拘束をして、ふやしなさいということなのか、もしくは、県がつくる計画でも県のことは書いてありませんけれども、もしくは、いやいや、これはあくまで努力目標だから、最終年度を終わったら、ここの割合までいっていませんでしたからもうちょっと頑張ってくださいというぐらいのほんわかした意味合いなのか、ちょっとその辺をどう理解したらいいのかを教えていただければと思います。

○吉田健康福祉政策課長 今お尋ねがございましたのは、7番の生活環境の中の指標、7つございますが、特に県営住宅のUD対応割合、それから道路の話がございました。

この指標の設定につきましては、実は県営

住宅のUD対応住宅の割合、これは、住宅課の方で県の住宅マスタープランというものがございまして、そちらの指標としても掲げられているものです。担当部としても、目指しながら、当然そこに到達を図っていきたいというようなことで、21年度の現状が数字的には15.1%になっております。それで、マスタープランの方の目標が27年度に30%まで持っていくということで、当然計画的に予算をつけながら、そこに進んでいけるものというふうに考えております。

もう1点、県管理道路の歩道バリアフリー割合、これにつきましては、策定委員会の方でも、道路のバリアフリーにつきましてはいろいろな議論がございました。といたしますが、実はこの指標に設定してある部分が県の管理道路に限られているということ、なおかつ、ここでは整備計画地区というのを設定しておまして、特に人通りが多いところというふうに理解していただければいいと思いますが、そこでの歩道のバリアフリー、段差の解消ですとか誘導用ブロック設置ですとか、その整備延長割合をふやしていこうということになっております。といったことで、いろいろ御議論がございましたが、県がまず率先してバリアフリーに取り組むことで、それ以外の地区にも広げていく、あるいは市町村の道路にも広げていくということで掲げております。

なお、数字としましては、21年度の現状値が84%になっております。これを28年度には100%ということで、これも、土木部の方で予算をつけながら、そこを目指して頑張っていくというような数字として設定されております。

○松田三郎委員 なら、土木でつくっているプランをそのままというか、したということですね。はい、いいです。

○藤川隆夫委員 関連するかもしれませんがけれども、このやさしいまちづくり推進計画、9年間終了して、恐らくこれで今までやったことを検証し、あるいは総括もされて新しいものに進まれているというふうに思うんですけれども、そのような文言が、恐らく中には入ってきていないんだろうと思うんですけれども、どういう形で総括して、こっち側に反映させたか、教えていただければと思います。

○吉田健康福祉政策課長 A3の資料では、少し記載しておりますのが、上段のところの一番上の2期計画のところから左下に矢印を引っ張っております。2期計画につきましても指標というのを設定しておりますが、全部で30ございました。このうち21項目が8割以上達成ということになっております。ただ一方では、8割未満のものが9項目あるということで、特に意識づくりの分野、それから生活環境の分野、ここにつきましては、さらなる取り組みが必要ではないかというふうに思っております。

道路・建築物・都市公園の整備等、このあたりにつきまして、バリアフリーは進んでいると思う人の割合が、目標として80%までと設定しておりましたが、現実的には62.5ということで、県民の実感としても、まだまだ取り組みが進んでいないなというふうな数字が出ております。

こうしたことを踏まえまして、今の計画では、特に生活環境では、道路、住宅、それから公共交通、こうしたところでの取り組み、それから、特に意識づくりということでは、新しい仕組みとして、ハートフルパス制度というのをつくりながら、実際に県民意識を高めていただくような取り組みを進めていかなければならないというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 今おっしゃられたことでいくと、それ相応にこのやさしいまちづくりの推進が進んでいるというふうにも聞こえるんですけれども、実際の感覚としては、物すごいずれがあるんですよね。この数値目標を掲げられて達成率も書いてありますけれども、この計画の評価自体は、内部評価なのか外部評価なのかという問題もあるでしょうし、本当にこれだけ達成しているというような感覚はないんですよね。そして、認知度が52.9%と書いてありますけれども、こんなに私は知っていないと思いますけどね、この内容に関して。名前だけは知っているのかもしれないけど、その部分に関して何かありますか、資料等含めて。

○吉田健康福祉政策課長 おっしゃるように、その認知度というのがまだ半分ということで、どこまでやさしいまちづくりという概念を理解していただいているかという部分については、御指摘の部分もあろうかと思えます。そうしたことで、この計画には、県民みんなで取り組んでいただきたいという趣旨で、計画の愛称として、みんなでやさまち夢計画ということで掲げておりますし、具体的な取り組みとしては、今回新たに重点プロジェクトということで設定して、こうした取り組みを進めることで、できるだけ計画の認知、やさしいまちづくりの認知度を上げながら、実際の取り組みも実感していただけるような形で進めていきたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 さっきの評価に関しては、内部評価、外部評価、どちらでされているのか。

○吉田健康福祉政策課長 指標の評価につきましては、やさしいまちづくり推進協議会というのが、この第1期計画からございませ

て、そちらの外部の有識者を含めた委員会の方で議論していただいております。特に指標の進捗関係につきまして、御議論をいただいているところでございます。

○藤川隆夫委員 外部が、結構入っているということで考えていいですかね。内部よりも外部の方がたくさん入って評価しているということでもいいですかね。

○吉田健康福祉政策課長 基本的には、すべて外部の有識者の方になっております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○山口ゆたか委員 やさしいまちづくりも障がい者計画にもちょっと関連するんですけども、今教育の方では、特別支援教育ということで、個々の個別のワークシートから、そういったものから個人の特性をとらえながら、そして教育の支援計画につなげていくという視点があります。そういった中でも、やさしいまちづくりの推進計画の中で、指標の一つに個別の支援計画の作成の学校の割合等々も挙がっております。

きょうの障がい者計画の説明の中では余り触れていないんですけども、現計画、第2期の計画の中に、先ほど鬼海先生からも、その他の中で、障害者の就労についてありましたように、熊本県においては、地域生活支援事業の中で取り組んでおられると思いますけれども、やはりこの今始まっている特別支援教育の考え方をこの生活支援の事業の中に取り組んだ考え方でつけれないのかなというふうに思いますけれども、現時点ではどのように思われますか。

○東障がい者支援総室長 先ほど説明の中に障害者支援、この今計画策定中というのは、実は障がい者計画の中にも2つございませ

て、障害者基本法に基づく障がい者計画と、これが今現在第3期のプラン、今つくっているのが第4期のプランというところで、それともう一つは、自立支援法に基づく就労支援事業所とかそういったところの数値をどう目標設定するかという障害福祉計画というその2つがございますけれども、今お話があった教育における個別支援計画、これにつきましては、この第4期の熊本県障がい者計画の中にも数値目標として盛り込んでいるところでございます。

○山口ゆたか委員 数値目標としてはわかっておるんですけども、先ほど、確かに就業先も、鬼海先生の質問の中で厳しい状況があるだろうということも存じ上げておりますが、せっかく特別支援教育を通じて、その障害者の皆さんの特性をとらえた、今後の人生の指標となる1ついい材料と思いますので、そういうことを盛り込むことが、学校現場においても、ワークシートの必要性とか支援計画の必要性を訴える一つの材料になるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○東障がい者支援総室長 障がい者計画を策定する場合のライフステージごとの支援をどうしていくかと、そうしたときに、私どもとしても、就学前の保育所等における自閉症とかそういった発達障害を持つ子供さんたちへの個別支援計画をどう策定していくかという取り組みと、そういった方たちは何も就学前だけで終わるだけじゃなくて、その後、就学期においては小学校、中学校、高校、そして高校を卒業してから、さらに社会に出ててという形になります。それぞれの時期に個別支援計画が細切れにならないように、それぞれの段階に応じて、それぞれ次の段階につながるような、そういった取り組みを進めていく必要があるとして、この障がい者計画の中に

も、重点施策の項目の一つとして、安心して暮らせる社会環境の整備として教育の充実、これにつきましては、教育委員会が策定していますくまもと「夢への架け橋」教育プランの内容をもとに構成して、その辺のことについても取り組むような計画をつくっているところでございます。

○山口ゆたか委員 東総室長の説明の中で支援計画ということが出ましたけれども、私は、使うべきはワークシートとかじゃないかなとやっぱり思うんですよね。やっぱりそちらが必要で、そちらには障害者の特性があるものだと思っておりますし、まだまだこのあたりはもう一回深めていただいて、障害者の就労に向けた一つのいい材料となるように、この計画にも取り上げていただけないかなというふうにも思います。要望をお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 県の障がい者計画の策定のところなんですけれども、重点施策、4つあります。この中で、新たな障害に対する支援というのが何を指しているのか、何を考えているのか非常にわかりづらい文言になっているんですけれども、一体何を指しているのか全然これ、わかりません。新たな障害に対する支援というのが何を指しているのか、教えてください。

○東障がい者支援総室長 新たな障害として計画の中に盛り込むのは、平成17年に法律が制定された発達障害関係、それと高次脳機能障害、こういった障害に対する対策をどういう形で取り組んでいくか、そのことについて内容をまとめることとしております。

○藤川隆夫委員 であれば、もっと具体的に

書かれてた方が私はわかりやすいと思うんですけどね。どっちにかかるのか全然わかんなかったです。支援が新たなのか、障害が何なのか全然わかんない書き方してあったんで今聞いたんですけど、であれば、きちっとそういうようなことを踏まえて書かれてた方が、私はこれはわかりやすいんじゃないかなと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、条例の説明に入ります。

引き続き東総室長からお願いいたします。

○東障がい者支援総室長 申しわけございません。資料の方は、別冊の障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例(仮称)の取り組みについての方で説明させていただきたいと思います。

まず、1ページをごらん願います。

1の前の厚生常任委員会以降の取り組みについてですが、2つ掲げております。

1つは、11月18日の第5回条例検討委員会において条例素案について了承をいただいたところでございます。了承を得ました条例素案につきましては、その資料の8ページから14ページに添付しているところでございます。

2つ目は、条例素案による事業所説明会を県内3カ所において実施をいたしております。これまで6月から7月にかけて障害者団体34団体との意見交換、7月には、県内3カ所において一般県民を対象にしたタウンミーティング、8月から10月にかけては、経済団体等20数団体に対しまして説明会等を実施してきましたけれども、前回のこの常任委員会で事業者への説明が十分なのかという意見をいただきましたので、経済関係6団体のほか地場企業469社、障害者就労支援事業所

関係131施設に対し案内を行った上で、県北、県南、そしてこの県庁での3カ所で事業所説明会を実施しております。3カ所で、参加者は140名程度の参加をいただいているところでございます。

次に、2の条例素案におけるたたき台からの変更点についてですけれども、前回の常任委員会では、たたき台をお示したところですけれども、そのたたき台から、11月18日の第5回の検討委員会です承をいただきました素案につきましては、主に7点ほど大きなところの変更点をそこに記載しております。

1点目が、条例の名称を、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例としたところでございます。これは、今回の条例が、すべての県民が、障害の有無にかかわらず、それぞれの個性の差異と多様性が尊重され、社会の構成員として生き生きと生活できる共生社会を目指してのものであること、また、条例名としては、多くの方が抵抗なく受け入れられることが望ましいとの考えからこの条例名となったところでございます。

2点目が、前文の追加でございます。8ページ、その前文を掲載しておりますので、ごらん願いたいと思います。

最初の段落で、障害のある方の自立した地域生活、積極的な社会参加を進めるために、これまで以上に社会的障壁をなくすための取り組みを図り、差別のない安心して暮らしやすい地域づくりを進める必要があるとの認識を示しております。ここで言う差別は、障害のある人に対する参加を拒絶ないしは制限等をするを言うものでございまして、目指すのは、同等に扱われるように取り組むこと、言い換えれば、均等な対応を確保していくよう努めるということでございます。

第2段落で、国際的な動きについて触れております。権利条約の特徴は、障害のある人とない人との間に存在する権利の享有に関する実質的な格差をなくし、共生社会を実現し

ようとするところがございます。また、障害の概念が、社会モデルを踏まえたとらえ方で示され、さらに、障害に基づくあらゆる差別が禁止され、合理的配慮を行わないことも差別となり得るとされております。第2段落では、こうした国際的な動き、障害者権利条約の特徴について触れております。

第3段落で、障害の有無にかかわらず、それぞれの個性の差異と多様性が尊重され、社会の構成員として生き生きと生活できる共生社会を目指して、この条例を制定するとしております。

前回の委員会で、障害のある人が夢と希望の持てるような内容にとの意見をいただいたところでございます。この条例は、障害のある人を含め人間間の多様性を認め、障害のある人に障害を考慮に入れて同じ処遇となるよう環境を変えていく、社会参加を進めていくことを目指していくという内容になっております。

前文からも、夢と希望の持てる内容となったものと考えております。

1ページにお戻り願いたいと思います。

変更点の3点目が、障害者の表記を障害のある人に変更しております。これは、条例名と本文の表記を統一するためでございます。

4点目が、差別の定義の個別分野ごとの規定の一部修正ですけれども、規定の中身の変更はございません。

5点目が、基本理念に障害者が権利の主体であること、自己決定、自立の権利を明記しております。

6点目が、広域専門相談員、調整委員会委員につきまして、守秘義務違反の罰則を規定したところです。罰則の内容は、本県の個人情報保護条例と同じ内容となっております。

7点目が、施行期日についてです。地域相談員の委託や広域専門相談員の委嘱など、一部の準備行為を除き、24年4月1日を条例施行日としているところでございます。

今後の予定ですが、これまで23年2月議会での条例提案を目途として進めてきましたところですが、さきの8日の溝口委員長の一般質問に対して、知事が、市町村や経済団体などから条例素案についての説明が不足している、あるいは制定後の運用面での不安があるなどの声が届いている、このことから、事業所初め県民及び市町村に条例の趣旨が十分理解されるよう丁寧な説明を行い、十分意見を伺った上で条例案を提案することが大切、もう少し時間が必要、今後県民に十分周知を図った上で23年6月定例会には提出と答弁されたところでございます。

先ほど申しましたように、これまで関係団体等に対して説明会等を行ってきましたけれども、条例素案をもとに合理的配慮とはどういったことかなどにつきまして、提案前に条例の趣旨が十分理解されるよう県内各地で説明会を実施し、意見を伺った上で提案していくこととして、12月下旬から2月にかけて、各地域振興局単位に県民・事業所等を対象に説明会を実施するとともに、住民に最も身近な自治体であります、障害福祉サービスの大部分について実施責任を負う市町村に対しても、条例について説明を行っていくこととしていただいております。

なお、パブリックコメントは、その後行うこととし、2月から3月にかけて予定をしております。そして、6月議会の議案提出、24年4月条例施行に向け取り組んでいく予定でございます。

資料2ページをお願いいたします。

資料2ページから条例素案における主な新たな概念等の項目4点について記載しておりますので、資料に沿って説明をさせていただきます。

1点目は、障害の定義についてです。

資料には、まず、現行法の規定、障害者基本法の定義について記載しております。この定義につきましては、現在内閣府の障害者制

度改革推進会議において見直しの検討がなされております。見直しの背景は、批准に向けて検討が進められている障害者権利条約が社会モデル的観点で規定されていることによります。

この定義に関する論点として2点記載しております。1点目は、①で、現行の規定では谷間が生じているとの指摘があるという点でございます。現行法の規定では、資料では、アステリスクのところで記載しておりますように、この法律において、障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害があるためとされております。運用上は、平成16年の障害者基本法改正時において参議院内閣委員会から出されました附帯決議にありますように、てんかん、自閉症その他の発達障害を有する者、難病に起因する身体または精神上の障害を有する者で、継続的に生活上の支援がある者を含むとされておりますけれども、制度の谷間を生まないためには幅広くとらえる必要があるとの指摘がございます。

現行法の定義に関する論点の2点目は、②ですけれども、障害が機能障害でとらえられているという点でございます。いわゆる医学モデルでの観点での規定がなされているという点でございます。

医学モデル、社会モデルにつきましては後ほど触れさせていただきますが、障害者基本法の規定を見ていただきますと、第2条では、身体障害、知的障害または精神障害があるためとされております。つまり、これら身体障害などの機能障害が、日常生活または社会生活の制限に直接つながっているという構成になっております。

一方で、今回の条例素案ですが、現行法の1点目の論点、谷間が生じているという点につきましては、その下の①にありますように、機能障害を有する者を谷間なく対象とするということで、発達障害や高次脳機能障害、慢性疾患による症状も含むと規定してお

ります。

2点目の論点につきましては、障害イコール機能障害というこれまでの医学モデルから、障害を個人の機能障害と社会との相互作用でとらえるという、いわゆる社会モデル的観点を踏まえて規定をいたしております。

具体的な規定ぶりは、アステリスクの条例素案の部分ですが、①の関連といたしましては、そのアンダーラインを引いておりますように、機能障害を谷間なくとらえるということで、下線の部分の発達障害等を明記しているところでございます。

それから、②の関連といたしましては、アンダーラインの部分ですが、その機能障害とさまざまな障壁との相互作用によって生活上の制限が生じているという構成になっております。

この社会モデル的観点を踏まえた障害のとらえ方につきましては、3ページに説明しておりますので、3ページの方をお開き願いたいと思います。

まず、従来の考え方ですけれども、障害を心身の機能・構造上の損傷、例えば手足が不自由であるとか目が見えないなど、機能の損傷そのものがその人にとってさまざまな不利益、障害であるという考え方でございます。医学モデルとされているものでございます。この医学モデルでは、障害を個人の問題としてとらえているとされています。先ほど説明いたしましたように、現行の障害者基本法の規定は、この考え方に立っているとされているところでございます。

これに対して、新しい考え方では、障害を個人のみの問題としてとらえるのではなく、個人の機能障害と社会環境との関係、社会とのかかわりの中で生じる不利益な結果ととらえる考え方です。この考え方は、WHOで採用された考え方で、また、障害者権利条約で規定されている考え方です。

資料の具体例のところをごらんいただきました

と思いますが、視覚障害の場合、目が不自由な場合の方ですが、例えば、手元の資料の内容を把握することができないという状況があったとします。

医学モデルでは、その人の目が見えない、視力が弱いといった視覚の機能の損傷が不利益の原因となります。対処法としては、医学モデルでは、損傷の除去や軽減、つまり本人に対する治療やリハビリが挙げられますが、機能の損傷の状況・程度によっては、その限界があるところでございます。

これに対して、社会モデルとは、目が見えない、視力が弱いということだけではなく、資料の文字が小さいことや、点字がわかる方であれば資料に点字がない、あるいは町中に音声ガイドがないということなどが、その方にとっての社会参加を制限されている状態、つまり、その資料の内容を把握することができないという状態にある原因ということになっていきます。したがって、この例では、社会モデルの対処法といたしましては、本人に対する治療やリハビリだけではなく、弱視の方であれば拡大コピーした資料を用意したり、点字資料を準備したりすることなどとなります。

このように、障害が社会との相互作用により生じるものであることを示すことにより、障害のある方が障害のない人と同じように日常生活や社会生活をしていくには、合理的配慮が必要であるということが導き出されることとなります。その下で、矢印で線を引いているところでございます。

医学モデルでは普遍的要素とされていた社会のあり方を、社会モデルでは可変的要素とした形になるところでございます。

次に、4ページの差別の定義についてですが、差別を定義する趣旨ですけれども、これまで、法令上、何が障害のある人への差別であるかという点につきましては明らかでありませんでしたので、県民の皆様にご具体的な物

差しを示し、差別の予防を図ることなどを目的として定義するというものです。

ここでの差別は、悪意や偏見などにより人をおとしめるような行為ではなく、障害者権利条約において定義されている障害に基づく差別に準拠したもので、他の者との同等を基礎として、権利を享有することを害し、または妨げる効果を有するものとしております。

条例素案では、大きく2点定義があり、不利益取り扱いと合理的配慮に基づく措置を行わないことを差別と規定しております。ただし、除外規定を設けておまして、その下に書いてありますように、不利益取り扱いをしないこと、または合理的配慮に基づく措置を行わないことが社会通念上相当と認められる範囲を超えた加重な負担となる場合は、差別に当たらないとしております。

その4ページの中ほどに四角枠で、準拠している障害者権利条約第2条を掲載しております。「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」という障害者権利条約の第2条を掲載しております。

まず、差別の定義の1点目の不利益取り扱いについてですが、その上の(1)のところですが、定義といたしましては、日常生活、社会生活の場面に応じて9分野について具体的に定義しております。具体的に示している8分野は、差別の行使や配慮などが重要とされる生活の分野で、内閣府が示した分野のうち、政治、司法を除き、一部分化しているところはあるのですが、ほぼ同じ分野となっております。

不利益取り扱いの例ですが、分野ごとに例示しております。

福祉サービスの分野では、障害のある子供の保育所の利用を制限すること、医療の分野では、障害のある人に対する医療の提供を拒否したり、入院に際して介助等の条件を課したりすること、商品・サービスの提供の分野では、障害のある人の入店やサービスの提供を拒否すること、労働者の雇用の分野では、障害のある人に対する採用・面接を拒否すること、教育の分野では、本人やその保護者の意見を聞かずに就学する学校を決定すること、建物等・公共交通機関の利用の分野では、障害のある人に対して施設や公共交通機関の利用を拒否すること、不動産の取引の分野では、障害のある人に対してアパートの賃貸を拒否すること、情報の提供等の分野では、筆談でのやりとりを拒むことなどが挙げられます。

差別の2点目の(2)の合理的配慮に基づく措置についてですが、その4ページの下段の方ですけれども、定義といたしましては、障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活や社会生活を営むため、必要な合理的配慮に基づく措置を行わないことと規定しております。

なお、後ほど説明いたしますが、障害のある方や配慮を行う側の状況によって、具体的にどのような配慮が必要かについてはさまざまであるため、条例では、その具体的な基準というものは規定していないところでございます。

この合理的配慮の規定につきましては、障害者権利条約に準拠しておりますので、条約の訳文に沿って、合理的配慮とはどういったものかを説明したいと思います。

資料は、5ページの方をごらん願いたいと思います。

上の囲みの分ですが、障害者権利条約の第2条、4ページに同じ第2条の条文を掲げて

いますが、その同じ条文の後段に規定がありまして「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と規定されています。

このアステリスクの1の他の者との平等の部分ですが、これは、障害のある人は障害のない人と比べて、日常生活や社会参加、例えばバスや電車で移動したり住みたいところで暮らしたりといった面で、権利を享有できない状況にある、そのため、この他の者との平等を基礎としてとは、障害のある人とないない人との格差をなくすという趣旨であり、障害のない人以上の権利を確保するという趣旨ではないことを明らかにしております。

次に、アステリスクの2、3の部分ですが、必要かつ適当な変更・調整であって、3の特定の場合において必要とされるというふうに規定されています。

そのアステリスク1の障害のない人との格差をなくすということを前提にして、その手段として、必要かつ適当な変更・調整が特定の場合において求められるということになります。アステリスク2のところ、個別の状況を前提としてというふうになっております。アステリスク3のところでも、個別の判断がなされることを意味するというふうになっているところでございます。

そういうことで、この変更・調整は、障害のある人が置かれた具体的な状況、個別の状況に応じて求められることにはなりますが、先ほど申しましたように、その内容は、障害の種類や程度、障害のある人の置かれた状況によりまして多様であるため、一律に定めることが困難であるとされているところでございます。

また、この合理的配慮は、このように特定の場合において求められるので、制度として一定の分野に一定の基準を適用するもの、例えばバリアフリー新法における最低基準や雇用促進法における法定雇用率などとは異なるものであるとされております。

合理的配慮は、今申し上げましたような場合に、状況に応じて、あらゆる人を対象に求められることにはなりますが、アステリスク4の部分ですけれども、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいうと規定されていますように、配慮を行うとされる側の状況も考慮されるとされております。ただ、ここでも、どのような場合は過度な負担となるかは、求められる配慮の内容が配慮を行う側の負担能力などによって異なりますので、一律の基準を設けることは難しいとされております。条例素案では、このところを社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担と規定しているところでございます。

これらを図式化したものを6ページの③の合理的配慮に基づく措置の判断要素として記載しておりますので、ごらん願いたいと思います。

左側が障害のある人の要素を記載しております。具体的には、障害のある人のニーズはどのようなものか、機能障害の程度はどうか、具体的な障壁は何かなどが挙げられます。そして、右側が合理的配慮を行う側の要素ですけれども、事業者の規模(負担能力)や合理的な配慮を行うことが事業活動に及ぼす影響、事業者等が利用できる財政的支援などが挙げられるところです。

こうした状況とあわせて、とるべき措置の容易さ、困難さ、費用がどのくらいかかるか、技術的に実現可能なのか、効果はどれくらいなのかなどを総合的に考慮して、個々のケースで最適な措置を検討することになります。最終的には、障害のある人と合理的配慮を求められる側とのやりとりによって、何が

適当かを決めていくことになるかと思われ
ます。

具体例を挙げますと、2階に利用したい施
設があるときに、車いすの方への配慮とし
ては、エレベーターを設置することもあり
ますし、施設が木造のためエレベーターの
設置が困難である場合、施設の利用者も
限られるというのであれば、事前に連絡
を受け、人的対応により2階への移動を
行うこともあることになるということでご
ざいます。

次に、資料は5ページにお戻りいただき、
合理的配慮としてのどのような例があるか
を、障害のある人の雇用を例に、下の方
の②の合理的配慮に基づく措置の具体例
ということで記載しております。

身体障害のある方に対しては、例えば、移
動や作業を容易にするため、執務環境をバ
リアフリーにすることや音声パソコン、拡
大読書器、音声ガイドを設置することなど
が挙げられます。

知的障害の場合は、例えば、わかりやすく
説明することが求められますので、業務内
容について時間をかけてゆっくり説明したり、
わかりやすい説明をしたりすることなどが
挙げられます。場合によってはジョブコー
チの配置なども考えられます。

次に、精神障害の場合につきましては、例
えば、長時間の勤務が困難な方に対しては、
状況に応じて出勤時間をおくらせるなどの
勤務時間の調整をすることや定期的に治
療が必要な場合にはカウンセリングのため
の休暇を認めることなどが挙げられます。

発達障害のある方については、例えば、言
葉によるコミュニケーションが困難である
場合がありますので、その場合には、手順
を視覚的に理解できる絵を使って指示す
ることや、あいまいな指示ではなく具体
的で明確な指示を行うことが合理的配慮
となります。

参考までに、合理的配慮に関する他国
での規定、韓国とアメリカについての雇
用分野の

規定ですが、資料6ページに記載して
おりますので、ごらん願いたいと思いま
す。

資料6ページ、中ほど以下の参考の
ところでございます。

まず1つ目の丸の韓国の例ですけれど
も、韓国は、障害者権利条約をもう既に
批准しております。障害者差別禁止法を
2007年に制定しております。その11
条で、正当な便宜供与義務ということで、
韓国の場合は合理的配慮という用語で
はなく、正当な便宜供与義務というこ
とで規定がされているところでござ
います。

下の方の丸、障害のあるアメリカ人法
に基づく合理的配慮及び過度の負担に
関する雇用機会均等委員会施行ガイ
ダンス、これはアメリカの例ですけれど
も、そこにおける合理的配慮として、
こういったものが例示されている
ところでございます。

このアメリカの場合のポツの2つ目
には、職務の再編成とありますが、これ
は、本人の機能障害のため行うことが
できないような、本来求められる職務
ではなく、附随的な職務を他の従業員
に再配分する、そういったことをいう
というふうになっております。

また、ポツの7つ目には、あいて
いるポストへの配置転換とありますが、
これは、現在のポストでは合理的配慮
ができない、あるいは合理的配慮をし
ても職務遂行ができないという場合
には、職務遂行が可能な他のポスト
に配置転換することとされている
ところでございます。

7ページをお開き願います。

話し合いを基本とした個別事案解決
の仕組みについてです。

条例では、不利益取り扱いとは何か
という物差しを示すとともに、不利益
取り扱い事案が生じ、当事者では解
決することが困難な場合に、第三者
による個別解決を図る仕組みとして、
図にあるような仕組みを盛り込んで
いるところでございます。

なお、事案によっては、広域相談員等では解決が難しい、県全体で取り組まないと進まないといったことも想定されます。このような場合は、この仕組みの中ではなく、7ページの下の方のアステリスクのところに書いておりますけれども、県障害者施策推進協議会で論議することを予定しております。

また、事案によっては、法的に不服申し立て制度があるような場合もございます。例としては、障害者自立支援法で規定するサービスに関することや公務員の人事委員会の不服申し立てに関するケースなどがございましてけれども、これらのケースは、この仕組みではなく、それぞれの制度で動くことを予定しております。

15ページをお願いいたします。

8ページからしばらくは、素案の内容でございまして、15ページをお願いいたします。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例(仮称)、素案に係る解釈指針(案)ということで、現時点での素案をもとに策定したものでございます。

規定内容の説明及び運用についてまとめたものでございます。

時間の関係もございまして、幾つかの点について説明させていただきます。

27ページをお願いいたします。

労働者の雇用における不利益取り扱いの定義ですけれども、上の四角囲みですけれども、合理的な理由なく障害のある人に対して行う、次に掲げる行為として3点挙げておりますが、解説のところの冒頭に記載しておりますが、雇用主がどのような者をどのような条件で採用するかについては、原則として自由にこれを決定することができるというのが採用自由の原則でございまして、この採用自由の原則が基本的にあるということでございます。ただ、そういった中でも、その解釈及び運用の前の3行に書いていますように、この

条例では、障害のある人を雇用することを義務づけることではないけれども、障害のある人の雇用に関して、募集または採用する場合や労働条件の適用、解雇する場合などにおいて、一定の配慮を求めるということとございます。

33ページも、同様に不動産の取引における不利益取り扱いの定義について解釈指針として示しております。その解説にもありますように、個人が締結する契約につきましては、締結の自由、相手方選択の自由、内容決定の自由、方式の自由など、契約自由の原則がございまして、ただ、一方で、住居は、障害のある人がそれぞれの地域で生活を送るための生活の基盤であり、障害のある人がない人と同じように自由に不動産取引ができるということが、地域生活には必要不可欠なものでございます。そういうことで、不動産取引に関しても、契約自由の原則に関して一定の配慮を求めるとございまして。

幾つかの例を申しましたけれども、今後、説明会等では、現時点で策定いたしましたこの解釈指針について、これを使うなどして、条例の趣旨が十分理解できるように説明に取り組むこととしております。

いずれにしましても、県として、障害のある人も障害のない人もそれぞれが地域で協力し合い、主体的に参加できる共生社会づくりを早急に進めていく必要がある、そのためには、県民がひとしく社会の一員としてあらゆる分野に参加することができるよう、その中の障害のある人が人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに、あらゆる活動に参加できる社会の実現を目指すことが必要と考えております。それを進めるためには、障害のある人を保護の対象としてではなく、参加障壁をなくし、社会に参加を進めていくために、社会モデル的観点を踏まえた障害の定義や合理的配慮について理解を広げていくという取り組みがその前提として必要だというふうに

考えています。このことによりまして、共生社会実現に向けた取り組みを少しでも早く進めていく、そういったものとして条例策定に取り組んでいるところでございます。

以上、概要について報告いたしました。

○溝口幸治委員長 ちょっと休憩します。10分まで。

午後2時59分休憩

午後3時7分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開をいたしますが、東総室長のだけじゃなくて、後ろにきょうは担当の部下の方たちも来ていただいておりますので、それぞれお答えいただいても構いませんので、総室長が手を挙げる前に挙げても構いませんので、どんどん挙手をお願いいたします。

それでは、質疑に入りたいと思いますが、どなたか質疑ございませんか。

○藤川隆夫委員 幾つかあるんですけども、今差別の定義等々書いてありますね、前文も含めてなんですけれども、まず、前文の方から行きますけれども、この中に、障害のある人がみずからの決定に基づきというふうにあるんですけども、身体障害の場合はある程度わかるんですけども、知的、精神のときにどういうふうに、決定を確認するのかという問題が1つと、わざわざ前文の中にこの国際連合の話を書かなきゃいけないのかという話、なくても私は構わないと思う。内容が入っていればいいと思うんですけども、その部分はどういうふうと考えられますか。

○東障がい者支援総室長 まず、これは、説明資料の先ほどの個別の解釈指針のところでも、医療のところなんかでも、本人の希望に基づかずとか、本人の意に反してとかいうのがございます。身体障害の場合は、ほとんど

の方が自分で判断できるというところがございます。ただ、精神障害とか知的障害の方については、その判断がなかなか難しい場合もある。ただ、そうした場合は、解釈指針等でもしておりますのは、21ページ、福祉のところですけども、本人の意に反してというときに、本人の意に反してとは、その21ページの一番下に3行ほど記載がございますけれども、相談支援において障害のある人の自己決定を尊重しないことをいうということで、なお、重度の障害があり、本人の意思を確認することが困難な場合であっても、可能な限り本人の意思を確認するよう努め、障害のある人のニーズ、家族の状況、地域の支援体制等を踏まえ、障害があっても地域で暮らすという考え方を基本的な方向性として、最善の選択をすることが求められるということになっています。障害者権利条約でも、基本的にそういう自己判断ができない人についても社会的支援等で、それを含めて、そういったものを受けた上で判断をしていくという考えで、そういうことで、この前文で書いてある自立というのは、そういったことも含めての形でございます。

それと、前文については、この条例制定者において強調する必要がある場合に設けるという形になっております。そういうことで、確かに国際連合の話を入れるのかというところがございますけれども、今この条例を制定する趣旨として、世界的な動き、現在、全世界でこの障害者権利条約については、147カ国が署名して、96カ国が批准まで至っているところでございます。そういうことを受けて、この条例をつくるのも、知事のマニフェストでも世界的な権利条約締結の流れ、それと、2月定例県議会で採択されました請願においても、世界的な、そういう障害者権利条約の締結の流れということが入っております。そういったことを踏まえて、この前文に盛り込んだところでございます。

○藤川隆夫委員 今の流れはわかりますし、そういう形は構わないですけれども、わざわざ国際連合で採択されたという文言まで入れなきゃいけないのかと、県独自のものをつくろうとしているときに、こういうものを引っ張ってくる必要はないんじゃないかと私は思うんですよね。これを踏まえた上でつくればいい話であって。それが1つ。

それと、先ほど最善の選択とおっしゃいますけれども、できないのに、だれが最善の選択をするんですか。周囲の人ですか。だれですか、これは。

○東障がい者支援総室長 いろんなケースがあるかと思います。障害者権利条約では、そういった決定権をフォローするような社会的な法的支援システムというのを締結国は進めていくという形がございますけれども、現時点では、日本ではそういったものはございません。したがって、それぞれの個別事情、状況に応じて、先ほど21ページに記載がありますように、可能な限り本人の意思を確認するよう努め、障害のある人にとって最も最善の選択をしていくということになるというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 極めてあいまいな書き方というか、言い方なわけですよ。やっぱりこれをクリアにしとかなないと、知的・精神障害の方たちは困ると思いますよ。こういう言い方だと、一体だれが決めたって話になりますよ。本人の権利を守れませんよ。その付近はやっぱりもうちょっと詰めるべきだと私は思います。

もう1点、違うのでいきますけれども、差別の定義についてやっぱりありますけれども、この不利益取り扱いをしないこと、または合理的配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重

な負担になる場合は差別に当たらないというふうに書いてありますけれども、これも極めてあいまいな表現だというふうに思います。社会通念上というのは幅があると思います、1つは。合理的配慮も含めてなんですけれども、この部分はどういうふうに今後詰められていくのか。

○東障がい者支援総室長 確におっしゃるとおりで、障害者権利条約でも過度な負担という形でしか記載がございませんし、既に制定されたところでも過度な負担というのはやはり積み重ねという形になっています。実は先週も、既に条例を制定した千葉、北海道に次いで、岩手県が、12月8日に議員提出議案として全会一致でこの障害者への差別をなくす関係の条例を可決したところでございます。

いずれにしても、それぞれ千葉、北海道、岩手とも障害者権利条約に準拠した取り扱いになっているというところで、基本的には、先ほどこの資料の6ページの上にありますように、障害のある人と配慮する側のそれぞれの事情、それぞれの要素を考慮して個別の個々のケースで判断していかざるを得ないんじゃないかと、そういったものにつきましては、それぞれ当事者間で話がかからない場合は、第三者を入れたところでその辺の整理を行っていく形にならざるを得ないというふうに考えているところでございます。

要は、少しでも障害者の方が社会参加の障壁を少なくして社会参加ができる状態に持っていく、そのためには、今現時点ではどういった配慮をすべきなのかと、ただ、その配慮をする上において、経済的な負担とかあるいはほかへの全体への影響等、そういったものがある場合は、その辺は過度な負担として差別まではならないけれども、そういう条例の趣旨を踏まえて取り組んでいただく、それに尽きるのではないかとというふうに思っております。

ます。

○藤川隆夫委員 やっぱり説明聞いたけれども、よくわかんないというところですよ、過度な負担というのは一体どれを指すのかというのが。その下に不利益な取り扱いと、これはわかりますよ、言っていることが。これを言っているんだけど、実はこれをできないような民間のものです。私は、公的な施設は全部すべきだと思っていますよ。過度な負担であろうとも私はすべきだと思うけれども、民間の場合どうするかという話ですよ。逆に言うと、雇用にまでこれは広がってくると思います。そのときに、この過度の負担というのが一体どれに当たるのかをきちっとこっち側で、こっち側というか、つくった方で言うておかないと戸惑うばかりだというふうに私は思うんですよ。逆に言うと、雇用しようと思っても、じゃあ、これがあるから、じゃあ雇用をやめようというようなふうになってしまったら、これは意味がないような条例だと私は思うんで、やっぱりその部分をきちっと、過度の負担はどういうものなのか、社会通念上は何なのと、この付近はきちっと整理しておく必要があると思うんですよ。

ただ、どちらにしろ説明は出てこないと思いますんで、今の話からすると出てこないと思いますので、この付近をもうちょっと緻密に考えていただいて、精査なり何なりするのも必要でしょうし、内部で検討するのも必要でしょうし、あとは、実際に雇用されている企業に、やはり再度細かく、どこまであればというのも含めてやっぱり決めておく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それとあわせて、障害者のこの雇用の場面においても、障害の特性というのは個々によって全部違います。それに対して対応していきなさいいけない、雇用したところはですね。その中で、知的であっても種類が幾つも

あります。人によって全部違います。じゃあそれに対応するための人間をどうやって張りつけていくかという問題が出ます。

現実には私が今仕事しているところで、精神と知的1人ずつ雇用しています。その方たちと話もしますけれども、やはり対応をきちっとしていかないと、その人たちのモチベーションも下がって、きちとした仕事もできなくなるし、精神的にも不安定になるというのは、現場で見えていますからよくわかります。そのためには、雇用した人に対して1対1の対応が必要になってくる可能性が物すごくあるんですよ、企業側が。その部分を含めて説明をし、そして雇用の場を広げていくことをやっぱりやっていかなきゃいけないと思うんですね。そういうような話は実際企業側と話したときに出了のかどうか、説明されたときに。

○東障がい者支援総室長 これまで、経済関係団体6団体、そこそこの条例案を考えているということで説明をしたけれども、そこでは極めて具体的な内容までの意見等は出てきませんでした。先ほど説明いたしました11月に説明会をしたときに、11月26日が県庁の方でやったんですけども、そのときが一番多く、参加が81名ございましたけれども、その中で企業さんの方からは、合理的配慮とは何か、もっと詳しく参考となるものがあればいいがとか、あるいはそういったことは質問ございましたけれども、やはりひざをつき合わせて話を聞かないと、なかなかそこは話として出てこないところかなというふうに思っているところでございます。

そういうことで、12月から1月にかけて、その辺、できる限りそういう意見を聞く場を設けてお話を聞きしていくこととしております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山口ゆたか委員 今、藤川委員が言われたことにもちょっと関連するんですけども、やっぱり条文に書かれている内容の明確化というのが重要だと思っております。それをあらわしてくれるのが、この後段にもついておりますけれども、解釈の指針ということだと思っております。

先日行われた第5回障がい者への差別をなくす条例検討委員会の議事録を読ませただくと、やはり解釈の指針というのを今後つくり上げながらという考え方で進んでいるようでございますけれども、東総室長に1つお尋ねします。

家族の規定について答弁されております。その中で、条文上には障害者に限定しており、家族については書くことができないけれども、実際に運用する中では、障害者に基づくととらえられるものであれば、あらゆる人に禁止されるんだという認識、その辺は周知を図っていききたいと。条文とこの解釈指針の内容がちょっとずれるような感覚で説明をされているんですよね。このあたりは我々はどう認識すればいいのかなと。もし家族ということがその対象になるのであれば、家族ということを書かなければいけないんじゃないかと思えます。それを解釈指針で東総室長は示しますということが発言されております。このあたりはどういうふうに我々は認識すればいいんですか。

○東障がい者支援総室長 家族の、今御質問があったところは、この条例で言う障害がある人、差別を受けるとされる障害がある人に、障害のある人及びその家族というふうに規定するべきではないかという意見がございました。ただ、それに対して、その第5回の検討委員会でお答えいたしましたのは、障害

者権利条約は家族までは入れてないと、障害のある人すべての人を対象としていると。あくまでも障害者権利条約全文を通じて障害のある人を対象にしているというところがございます。

それと2点目として、現行障害者基本法の取り扱いも、あくまでも障害者への差別防止という規定がございますけれども、そこで規定されているのもすべて障害者というところで特定されているというところでございます。

そういうことで、条例で、その障害のある人及びその家族ということ、差別を受ける人として規定するのはいかがかということで、条例上は、差別を障害のある人に限定した形の表記にいたしますと。ただ、この条例が障害者へのいろんな不利益取り扱い、合理的配慮の欠如をしないことを条例で制定することとしていますけれども、そういう障害に基づく差別の対象者は障害者だけなんですけれども、障害に基づく差別は、障害のある人に対して禁止されるのではなく、あらゆる人に対して障害に基づく差別と認められるのであれば、禁止されると認識されるべきじゃないかと。そういうことを解釈指針の中で言及していききたいとか、そういったことを中に盛り込んでいききたいというふうにお答えしたところでございます。

○山口ゆたか委員 じゃあ、条文と解釈指針は違うということになりますよね。違うようにとられても仕方ないということになりますよね。恣意的な運用ということを避けるためなんていう発言も3点目でされておりますけれども、どういう思いがあったのかというのをもう一回。

○東障がい者支援総室長 これはいろんなところで、いろんなところといたしますか、幾つかのところ、やはり障害に基づく差別と認

められるのであれば禁止されると認識されるべきという、物の本等でも言及されています。そういうことで、我々が人を差別するなというときも、ある種の障害の特性を持った人に差別をするなということは、障害に基づくような差別をすることは、基本的にはどの人に対してもしてはいけないという基本的なものがあるんじゃないかというところで、そういう言い方をしたというところなんですね。

○山口ゆたか委員 その理解であれば、実際に運用する中では、人権というのは、それぞれが個人の尊重とか平等とか権利を主張しながら、他者に対する配慮もしながら訴えていくものだと思いますけれども、そういう考えからすると、ちょっと違和感が残る。

そしてまた、じゃあ、続けてよろしいですか。

○溝口幸治委員長 はい、どうぞ。

○山口ゆたか委員 解釈指針について、これはいつまでにつくり上げるんですか。

もう1点聞きます。調整委員会は、解釈指針の作成に関与するんですか。

○東障がい者支援総室長 この解釈指針、今お示ししているのは現在の素案をもとに案としておつくりしているところでございます。最終的に解釈指針を公的にきちんと整理するためには、最終的には調整委員会の方に意見を聞くという形になっております。そういうことで、調整委員会の審議を経て最終的にはでき上がっていくということでございます。調整委員会でいつ審議できるかというのは、条例がいつ議会で議決をいただくかというところとも関係しますけれども、その議決を受けた後、速やかにそういう調整委員会で整理をしていければというふうに思っております。

す。

それと、こういう事務的な、やはりいろんな場で、先ほど藤川委員からもお話がありましたように、そもそも過度な負担、要するに、社会通念上過重な負担とは何なのか、合理的配慮は何なのかというのを、やはり県民の方に説明するときには、やはり条文だけではなかなか難しいなというところもありますので、できるだけこの解釈指針を、1月の説明会では、もう基本的には全般にわたる形で整理した上で示して行って、その上で意見を聞いていきたい。そして、その意見を聞いた上でさらにパブリックコメントをして最終的な条例案ができ上がっていく、その議決を受けた後に、最終的にその条例に基づく解釈指針を調整委員会に付議して整理されていくという流れで今考えているところでございます。

○山口ゆたか委員 じゃあ、7ページの図においてちょっと整理させていただきたいと思います。

13ページに、障害のある人の相談に関する調整委員会ということで内容が記載されております。確かに、障害のある人へ理解を広げ、差別をなくす、4番目にですね、取り組みに関する重要事項(この条例の解釈指針の策定を含む)なんていうことが書いてありますけれども、実際知事から助言、あっせんを求められて、是正勧告を進言する人たちにこの解釈指針の策定までお願いしていいのかという組織的な役割がありますよね。これをどう解釈すればよろしいんでしょうか。知事から、この事案はちょっとどうなんですかということを、答えを付託された人たちが、と同時に解釈指針もつくっていくというのはすごくおかしいことだと思いますが、いかがでしょうか。

○東障がい者支援総室長 調整委員会では、

このそれぞれの障害者への差別としてどういったものを想定しているのか、あるいは合理的配慮とはどういったものかというところで、基本的には条例の解釈指針ということで、その分をやはり我々事務的にだけでつくるのではなく、第三者を入れたところのそこでの審議を踏まえた形でつくるべきではないかというところで、この調整委員会でその審議をしていただく。

条文としては13ページです。13ページの3の1の④で、この条例の解釈指針の策定を含むということで、それについて調査審議し、必要と認める事項については知事に意見を述べるができるという形でしているところでございます。あくまでもその意見をもとに知事が最終的には整理するという形になっているところでございます。

○溝口幸治委員長 ちょっといいですか。ほかの県の条例でこういうパターンのやつはあるんですか、大体その条例が制定されて、そして事務方で中身、文言の整理というか、解釈を整理して世の中に出ていく、運用されていくというのが通常だと思うんですけど、そういう解釈を第三者にゆだねて決めてというのがほかにありますか、例が。

○東障がい者支援総室長 千葉がこの取り扱いと……。

○溝口幸治委員長 千葉じゃなく、千葉はわかっていますけれども、熊本県の条例でほかにそういうのがありますか。

普通議論をして、パブリックコメントとかかけたり、いろんな意見聴取をやったり、県議会の議論なんかで大体そういう解釈とか指針なんか固まってきて、運用まで、制限というか、方針というか、そういうのが決まていくのが通常の流れだと思うんですけども、こういう形で、最終的には、言い方は悪

いんですけれども、みんなが意見言っても県議会で議論しても、いやいや、最終的に決めるのはこの調整委員会ですよというのがほかの条例であるなら、こういう事例がありますという説明を受けると、ああ、そういうものありなかなと思うんですけども、なかなかしっくりいかないなあという感じが今のところしているんですが、これはそうせざるを得ない理由は何ですかね。

○東障がい者支援総室長 あくまでも条例の規定そのものは全く変わらないというところで、その規定そのものをここで審議するという話ではございません。あくまでもこの条例の具体的に合理的配慮とは何なのか、その時代状況に応じて変わっていくんじゃないかと。合理的配慮も、社会の進展に応じて、それがこういった基盤ができれば、それまでの配慮の部分じゃなくて、もっと次のステップに行くんじゃないかというところで、それぞれ状況は変わってくるんじゃないかというところで、そういったことをどういう形で整理するかといったときに、本来であれば、知事のもとの行政機関で整理するのが基本だというふうに思っています。ただ、これは障害者に関する規定で、障害者に関するいろんなものをつくるときには、障害の、我々のことを我々抜きには決めないでという一つの障害者権利条約が世界的な動きで流れていくときに、そういう論議があるというところで、障害者の意見も踏まえてつくる必要があるんじゃないかというところで、この調整委員会のステップを入れたというところでございます。

調整委員会の構成メンバーとしては、過半数をとることは予定はしていませんけれども、一定の障害者ないしはその家族の方をその調整委員会のメンバーに入れるということで考えているところでございます。

○溝口幸治委員長 障害者の方の意見を聞いて決めるというのはわかりますけれども、何か今までにない、ほかの条例にないようなやり方なので、いまままだ議論の余地があるのかなという気はします。おっしゃったように、障害者の意見を聞くという観点はどうかに入れるべきだと思いますけれども。

○駒崎環境生活部長 今回の件で、全く参考ではございますけれども、例えば環境生活部にあります環境基本条例の中に環境審議会を設置する、これは自治法の規定に基づく附属機関として置くために条例で設けている機関ですが、いろいろな環境基本条例に基づく計画づくりのときに意見を聞くということもあります。

それから、温泉の掘削許可なんかをする場合には、環境審議会の中に部会がありまして、そこに諮って議論をしていただいて知事の最終的な掘削許可になるというようなことがございます。

そうした意味で、ある意味では、環境審議会に諮るという中では、温泉掘削許可をするに当たって、その条例の解釈、運用として妥当かと、当該温泉に新たな許可を出すことが量を含めて適切かどうかということの御意見をいただいているという意味では、第三者機関に諮りながらという例は皆無ではないと思います。

調整委員会という名前になっていますのと、単に審議するだけでなく、いろいろな要素が入っていますので、少し委員の先生方に違和感が強いのかなと思いますが、この条例の運用としては、これでいいのかという議論を含めて審議会の意見を聞くというシステムは、文化振興条例の文化審議会とか、我が部の環境審議会とか、ほかにも、例えば総務部の私学審議会あたりでもそういうふうになっているのかなという気はいたしますので、少し調査をさせていただき時間をいただければ

と思います。システムとしてはあり得る話かなというふうに感じております。

○溝口幸治委員長 ありがとうございます。

温泉の掘削にまで——例えば、泉源から泉源が300メートルという決まりがあって、その中で環境の変化に応じてでしょう。枠が決まっとつとでしょう。この条例の場合、その枠も含めてそのときの時代というか、背景に応じて変わっていくというような、さっき東総室長の説明だったと思うんですけども、まさに藤川委員がおっしゃっている社会通念上相当というところ辺は、その時々で変わる可能性が出てくるのかなと。例えば、私と鬼海委員が同じ飲食店をやっていたと、障害者の方たちからいろいろ要望があって、私は——まあ、鬼海委員にしましょう。鬼海委員は改善をしたと、けど、何であなたのところは、あそこの飲食店ができて、あなたのところはできないんだというような話を詰められてきたときに、社会通念上が、鬼海委員のところはやったのでという基準になるのか、それとも財政的な決算書まで見せて話をしていくのかというのが非常にやっぱり難しいのが出てくるのかなと思います。そんなあくどい人たちがいっぱいいるとは思いませんが、その社会通念上の基準ですよ、そこがその時々で変わって行って、バージョンアップを図っていくといったときに、さっき藤川委員がおっしゃったところで私もちょっと感じたんですけども、何かどっかできちっとこの枠ですよというのが示されないと、その枠がどんどん大きくなっていくというのじゃ、なかなか難しいのかなという気がしていますけれども。

○東障がい者支援総室長 まず、社会通念といったときは、その時代状況というか、ということでも通念でというところですよ。ただ…

○溝口幸治委員長 東総室長がかわって、次の総室長が来たときの通念も一緒ですか。変わらないですか。

○東障がい者支援総室長 社会通念というのは、その空間におられる方たちの基本的な認識というところですね。それと、先ほども確かにいろんな形で言われますけれども、6ページの上の図でありますように、それぞれのやはりこの過度な負担、合理的配慮について、どこまでとれるかというのは、その状況によって、そしてそれをする事業者の状況とかそういったもので取り扱いを整理していくしかないんじゃないかということで整理したところでございます。これはもう障害者権利条約でも、制定しているいずれの3県においても同じような事柄として整理されているところでございます。

○鬼海洋一委員 社会通念上ということが議論になっておりますけれども、これは法律用語上の解釈、一定の範囲というのがその中に当然出てきているはずですよ。ですから、無限にその時々によって範囲が大きく変わるということはある得ない話ですから、まずその辺の整理をすべきじゃないのか。

それから、個別に出てくる課題については、ケースによって多様な状況が出てくるわけですので、その辺を可能な限り解釈Q&Aの中で触れることができれば、私はいいんじゃないかなというふうに思っております。その辺、いかがでしょうか。

○東障がい者支援総室長 まず、解釈指針の中でも合理的な配慮の例ということで、もう既に今お示ししている案の中にも書いていますように、そういった例をいかに内容を充実していくかというところで考えているところでございます。

○鬼海洋一委員 だから、その合理的配慮ということのそのものは、その時々によって、若干の違いはありますけれども、大きくそのものが見方の中で変化をするということはある得ない話ですから、一定の限界の中でそれは進んでいくと。ただ、個々については、それはケース、ケースで変わるわけですから、そういう意味で可能な限りその部分の解釈について用意をするということをやっている以上、それ以上のことはできないんじゃないかなというふうに、私の意見として申し上げておきたいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○山口ゆたか委員 じゃあ、もう一回視点を変えて、7ページ、ちょっと教えてください。地域相談員にしても広域専門相談員にしても、その障害者と関係者、差別をしたとされる人でありましてけれども、その調整を図っていくと。個別解決を図っていくということでもありますけれども、私、皆さんからいただいた800件の事例を見て、ちょっと違和感があるのが、関係者、差別をしたとされる人というアクションが、まず第1が相談というふうになっていますよね、相談員に対してですね。それはもう広域専門相談員のところにも、第1のアクションが相談ということになっていますけれども、家庭に関する問題を除いて、相談員の皆さんというのは、絶対まず指摘をしに行かなければいけない状況だと思うんですよ。ほとんどの事例が、障害者の皆さんから差別の相談を受けて、その相談を受けた相談員が関係者に対して指摘をしに行かなければいけないんですよ、ほとんどの事例が。これは何でこっちに矢印が引いてあるのかなと。このあたりはどう解釈すればいいのかなと思って、その点、ちょっと教えてください。ほとんど指摘だと思います。

○東障がい者支援総室長 この条例で、先ほど説明のところで一番最後で申しましたけれども、要は、障害のある人が、なかなか能力差によって社会に参加することが制約されていると。その能力差を埋めるような調整配慮を合理的配慮ということで取り扱っていきこう、差別だということではしていこうと。ただ、そうした場合も、これは、その関係者間の対立を生むということよりも話し合いで解決していこうということが基本的にスタンスとして持っているところでございます。そういうことで、障害者の方から地域相談員に相談があった場合は、その後、関係者のところに行くときは、助言・説明とか、指摘というよりも話し合いの上で、条例の趣旨とか障害者への合理的配慮の趣旨とか、そういったことを説明する中で話し合いで解決していこうと、対立を生まない形でしていこうというところで、この表現、ここは助言・説明等という形にしているところでございます。

○山口ゆたか委員 その表現だったらば、一番に助言・説明と、説明という形が来て、相談という形でいいんじゃないかなと思って、これはどういうことを扱うところ、どういう感じでとらえればいいのかかなと思って、ずっと以前から思っておりました。これ、表記を変えた方がいいんじゃないですか。

○東障がい者支援総室長 ここの①のところは、左側の①と相関関係ということよりも、関係者からも、このときは合理的配慮の欠如になるのかどうかという相談もあるんじゃないかということで、ここは表記しているところです。

○山口ゆたか委員 じゃあ、800件、本当に申請を見たんですよ。じゃあ、関係者に対してどういうアクションをとれるかということ

になると、違うんですね。まあ、そこは部長あたり考えていただければよいかかなと思います。

あと1点、私も最後にさせていただきます、まだ言いたいことはあるんですけども。皆さん何で不利益取り扱いという言葉が使われるのかなと思います。不利益取り扱い、まず、これは労働関係法の言葉としてもう確立されていますよね、認識は。それは、以下言葉を要約して使うということで条文上でも書いてありますけれども、これは自民党のほかの県議さんから指摘されましたけれども、何で取り扱うという表現にしたんだと言われたんですね。実際、物じゃないかとか、物っぽく見えないかとか、聞こえないかということで指摘を受けました。確かに広辞苑等を引いてみると物事を処理するということもありますけれども、やはり手で持つとか、ある一定の道具や機械を使って動かしたりする、もう一個の解釈が、国語辞典の解釈ですけども、ある一定の仕方で、ほかの人、特に下位の人を遇する、待遇するときに使うのが取り扱いというふうに解釈されるんですね。こういった言葉の選択というのは、それはもう千葉県の条例から来たことは、選択されたことは間違いなく、なぞらえてつくられたのはそうだと思いますけれども、人権を扱う条例を決めるときに、こういったところはすごくやっぱり考えた上でつくられるべきだなというふうにやっぱり理解しますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○服部障がい者支援総室参事 障がい者支援総室でございます。

今御指摘のような内容については、条例の検討委員会の中でも御指摘がございましたところです。ただ、山口委員から御指摘のとおり、労働関係法、地方公務員法でありますとか男女雇用機会均等法でもこの用語は用いら

れている言葉でございますので、不利益取り扱いという文言を用いているというところがございます。

○山口ゆたか委員 やっぱり取り扱うという言葉に違和感を持たれる方もいらっしゃるということで今回提起しておりますが、不利益な取り扱い、不利益に取り扱うですか、そういうことを問題提起もいただきました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 初めてのことで皆さんもちろん、執行部の方も御苦労されている、一つ一つの文言の選定に当たっても、委員の先生方もやっぱり、もちろん方向性は賛成だけれども、いろいろ我々の意図に反して運用されはしないだろうか、いろいろな心配があるからこういう議論になるんだろうと思います。

委員の先生からそれぞれ出ているように、多分合理的配慮とか、社会通念上相当と、過重な負担というのは、それはもちろん幅のある概念ですね。ただ、これを東総室長に言うてもしょうがないことで、ほかの法律、条約、あるいは先進的な条例つくったところでも同じような表現がなされているわけでしょうから、これは、それぞれ委員の先生からも出ているように、既にここに資料に書いてあるのにプラス、これからの説明会をなさる上で、いろいろな事例なり、例えばこれは裁判例でも出ていると思いますけれども、そういう蓄積、積み重ねによって初めて、まあ大体この辺かなというのが少しずつ狭まっていくもんだろうとっております。

そこで、先ほど来この調整委員会の話も出ておりましたし、これも我々もちょっとイメージがそれぞれの人によって違うように、例えば、単純に比較できないかもしれませんが、紛争があった場合に、その裁判所でやっ

ぱりこういう用語を使う、社会通念上相当と。ただ、こういった場合は、裁判例の積み重ねもあって、しかも裁判長とか、ある程度資格を持って権威づけされた人が言うから、みんなある程度従うわけですし、ただ、それをこの調整委員会なるところに、ちょっと細部にわたっては読んでおりませんが、すべてとは言いませんけれども、ここに持ち込んで、じゃあ、そこでこの幅のある概念がある程度公平、中立にというか、狭めるような権威づけをできるものなんだろうかと、すべて権限をここに渡していいんだろうかというような不安が恐らく皆さんにあるんじゃないかと。というのは、委員長の御発言にもありましたように、何年かたって、この制定当時の状況を、もう何年かたったら知らない人ばかりに変わってしまった場合に、果たして継続して同じような解釈はできるのかというところがやっぱり心配なんじゃないかということを前提にして、これはちょっと細かい話で、どっか載っていたかもしれませんが、場合によっては、この7ページの図で、関係者、差別をしたとされる人の当事者に県がなる場合も可能性としてはあるわけでしょう。

○東障がい者支援総室長 あります。

○松田三郎委員 その場合、この知事の立ち位置というのはどうなるんですか。例えば、学校であるとか、そのほかの県行政が携わる中で、県民から、県が合理的な配慮を欠いてこういう差別をしたと言われた場合、ここは余り関係なかにことになるわけですか。県行政がそういうことをしないという前提でつくられているのかもしれませんが。

○東障がい者支援総室長 まず、この調整委員会の中には、弁護士さんとかそういう法律の専門家を中に入れて、ただ単に、先ほど申

上げました障害者ないしはその家族の方たちだけじゃなくて、入れていく。もちろん、その中には、ほかに福祉関係のいろんな学識経験者も入れて、そのほかにも、法的な問題もあるというところで、弁護士さんとか、法律の専門家も入れていくというのが1つございます。

それともう一つ、県が直接というときには、これは、先ほど申しましたように、個別事案解決の仕組みによって対応困難な事案は、やはりこの流れというよりも障害者施策推進協議会……。県の例えば教育委員会がやっている教育関係の取り組みがやはり合理的配慮に欠けるんじゃないかというふうな、そういったものは、ここにちょっと例として学校における発達障害のある子への対応とかそういったのは、この個別事案での解決は難しいというふうに考えております。

○松田三郎委員 この施策推進協議会。

○東障がい者支援総室長 これは知事の附属機関。

○松田三郎委員 知事の附属機関。障害者施策推進協議会で議論、この協議会なるものは知事の附属機関。知事が片方の当事者になった場合に、知事というか、県が、附属機関に議論させるというのも……。

○東障がい者支援総室長 基本的には、先ほど申し上げたように、障害者の社会参加の障壁、それをなくしていくというのが基本だもんですから、県の施策の中で、こういう取り組みを県全体で進めていくべきじゃないかと。例えば、県広報誌における情報伝達形態が、例えば視覚障害のある方、聴覚障害のある方に対してどう対応していくかというところを個別的に議論するとき、そういうところは県が当事者としては出てくるかと思いま

す。ただ、その場合にどうしていくかというのは、県の執行部の方で十分練って、その練ったものをこういう形で取り組んでいきたいということで、この障害者施策推進協議会で最終的には意見を聞いて、その上で最終的に知事が決定していくということで考えていると。

○岩中伸司委員 非常に大事な議論がたくさんあっていますが、私は、この条例は、表題のとおり、今、東総室長が説明されたとおりに、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例ということで、前文でもそれに基づいた規定がされて、項目ごとにずっとあるんですね。私は、ずっと見ていたら、やっぱりすばらしいなというふうには思うんですが、さっき、特に労働者の立場でいけば、27ページに、雇用の関係で、ア、イ、ウとしてあります。こういうことはやっちゃならぬということですが、解説の中に、原則としてはやっぱり採用自由の原則ということで、今の社会、企業は、特に産業界はそうだと思うんですが、自由競争の中でより利益をどう上げるかというふうな、そんな状況の中ですから、ここで雇用主が最終的には、そういう原則だけれども、その前段で条例の中でやっぱりきちんと労働者の募集または採用に当たっては云々ということで、きちんとこの条例を柱とした具体的な個別な問題が指摘をされているということで、ある意味では、ここだけに限っていえば、解説の最後に、一定の配慮を求めていくものであると書いてありますよね。ですから、私は、県民全体が、障害を持つ人も持たない人もやっぱりともに共生していく社会をつくっていくという、そういう何か認識を一致させながらその障壁を除いていく、物的なことも進めていこうというのがこの条例の柱でしょうから、個々の議論すれば山のようにあると思うんですが、そこで、やっぱり一致をするというか、この条例をも

とに、本当に県民挙げて、障害がある人もない人も生きていけるような熊本県づくりをやるとういうことが柱でしょうから、そこをぜひ、これをやっぱり早く制定して、そんな啓発運動を進めていってもらいたいというふうな要望を持っています。今個々に議論されていますけれども。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 全然関係ないかもしれませんが、この県庁、県の職員の中に知的、精神の方の雇用というのは何人ぐらいいるのか、ちょっと教えてください。

○東障がい者支援総室長 県庁全体ですか。

○藤川隆夫委員 全体でいいです。パートじゃなくて常用雇用。

○東障がい者支援総室長 法定雇用率は、県の場合は2.1%を……。

○藤川隆夫委員 身体じゃないですよ。精神、知的の話ですよ。いるのかいないのか。いないんだったら、それ自体がまた問題じゃない。逆に言うと、それ自体が問われますよ、こういう条例をつくっても。障壁でしょう、そんなの。

○溝口幸治委員長 どなたか答えられる人。

○藤川隆夫委員 機会均等にするんでしょう。であれば、同じように雇用しなきゃおかしいじゃないですか。

○東障がい者支援総室長 なかなか難しい問題で、ここで即そのことについて、その権限もございませんし、明確な答えもちょっと用

意はしていませんけれども、あくまでもこの条例は、現行法制の中での条例にならざるを得ないというところでございます。

先ほど、韓国では、2007年に法律をつくったということで申し上げましたけれども、韓国は、障害者権利条約を批准して、その批准を受けて法律をつくって、その法律の中では、悪質な差別事案の場合は3年以下の懲役とか、3,000万ウォン以下の罰金に処する、そういう罰則規定も設けているところでございます。

ただ、日本は、まだ条約を署名はしてても批准はしていないという状況でございます。今それぞれ関係法律をどうするかということで論議がされているところでございます。今私どもがこの条例を制定する趣旨は、先ほど岩中委員からちょっとお話がありましたように、障害者の方は、今まで人権を言うときには能力差のない方たちの中での人権ということで、今回あれしているのは、障害者権利条約でも能力に差があると。もともと、社会参加するときに、障害のない人とある人との間にはそこにもう能力の差がある、だから、その能力の差を今までは放置していたけれども、この能力差を、合理的配慮とかそういったことによって、調整によって縮めていこうと、そして社会参画を進めていこうという趣旨で……。

○溝口幸治委員長 東総室長、気持ちはわかりますけれども、質問の答えには全然……。

○東障がい者支援総室長 それで、今の法律の中では、地方公務員法という法律があって、採用するときには、一般職の場合は、特別な専門的な知識・技術に関して、医者とかそういった方たちについて、選考試験というのは一部ありますけれども、基本的には一般競争試験でいかにざるを得ないと。その流れで動いてきているんじゃないかというふうに思

っております。

○藤川隆夫委員 せっかくこういう条例つくっていくわけですから、できれば、私は、県が率先して、知的、精神も含めた障害者の雇用を進めていくべきだと私は思うんですけども、適材適所で仕事ができるようにと書いてあるじゃないですか、先ほどここにもあるように。そういう形での雇用の形態はあってもいいんだと思うんですけどね。せっかくつくるのであれば、まず県から始めたらいかがですかね。

○鬼海洋一委員 法定雇用率の中で、今知的、それから身体、精神、これをどれだけということじゃなく全体の中でということでしょう、今の法律で決められているのは。

○東障がい者支援総室長 今の障害者雇用促進法では、法定雇用率に入っているのは、知的と身体だけです。ただ、精神については、法定雇用率には算入されないけれども、障害者雇用率には算定されているというところ。す。

熊本県としては、障害者雇用促進法で言う地方公共団体の法定雇用率2.1%は、たしかそれは満たしていたというふうに思います。

○鬼海洋一委員 だから、さっき松田委員の方から、知事がトップでどうかという話もありましたけれども、この前の熊日新聞を見ると、県教委は、法定雇用率を満たしていないという、12人も足りないという、こういう状況もあって、そういう意味で、この条例つくるとすれば、まず内部的にも整理をすべきだというような思いもまづやっぱあるわけですから、その点、もうお互いに連携をとりながらやられていいんじゃないかというふうに、それが我々の要望ですよ。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

○山口ゆたか委員 岩中委員から発言がありましたように、私も、障害者の社会参画について、一層また深めてほしいという思いはしっかりと持っております。そういった中で、個別具体に取り組んでいるのも事実でありますけれども、理念的にはやはり障害者がその生涯を通して豊かな人生を送ってほしい、そのお手伝いをしたいというところは思っているところでございます。

そういう中でも、やはり条例をつくるということ、罰則規定がないとか、さまざまな要素がありますけれども、やはり条文には我々は責任を持たなければいけないと思っておりますので、しっかりと精査させていただきたいという視点が1つあります。

委員長にお願いでございますけれども、私は、条例の条文もそうですけれども、やはり条文とその解釈がやはりマッチングすることが重要だと思っております。きょう委員会審議を通じて、説明を聞いてもなかなかしっくりくる内容もありませんでしたので、そういった中で審議を深めていただければと思っております。

もう1点ですけれども、我々も長年、人権ということをしつかりと教育も通じて教えられてきました。特に小学校時代なんていうのは同和教育というのを初めて、私たちの地域にはそういう事例がございませんでしたので、人権教育を通じて初めて知ったのも確かでございます。

今回、この条例の制定に向けて、やはり私は、この人権の教育であるとか啓発についてもう一度考え直して県民の意識を向上させることが大事ではないかと思っております。そのことは皆さんがよくよく言われる国際障害者権利条約についても、第8条において高々とうたわれておりますし、報道機関の役割等々もうたわれております。そういった中にお

いてもう一度この権利条約の内容を精査するとともに、自分たちの必要な文章だけを恣意的に、恣意的というか、使うのではなくて、本当にその条約の条文が訴えかける、今障害者が抱える問題をもう一度整理した上で、そういった中で、条例制定、解釈の作成につなげていただきたいというふうに思っております。要望いたします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 今、山口委員からもありましたように、条文とそれから解釈指針、これはあわせて議論をしていきたいと思いません。最終的に条文の中でどう表現するかも含めて我々もきちっと議論をしていきたいと思いません。

それから、東総室長は、もう4月からずっと一生懸命この問題にかかわってこられて、部下の方たちも一生懸命やられていますので、その御努力には心から敬意を表しますが、聞いてて、やたら権利条約の話だとか、他県がこうやった、ああやったという話は、もうここに来たら余りそういうのは我々にとっては心打つ話じゃなくて、やっぱり熊本らしさというか、熊本県民にとってどうその条例が影響してくるのかというのが大事なので、余りその辺の世界の流れ、韓国の話なんかされてもぽかんとして、だから何なんだという気持ちになってくるので、そこはもうちょっと説明の仕方を考えていただければと思います。

とにかく、条例を早く制定して施行することよりも、本当にこの条例をつくって障害者の方々が今よりもいい暮らしができるのか、あるいは健常者の方々が今よりもいい暮らしができるのか、我々が目指す、その障害がある人もない人もともにしっかりとした熊本づくりをやっていくということにつながっていくのかというのが一番大事だと思いま

すので、ここはやっぱりきちっともう一回精査をしながら冷静に議論を深めていく必要があると思います。

ですから、そういった意味では、我々もそれぞれ請願に署名をしましたので、時期が6月という知事の表明はあっていますけれども、じゃあ、6月まで議論しないんじゃないかと、我々の任期中は、もう議論ができるだけはきちっとやって方向性を示していく、それぞれの不安にもこたえていくという作業をやっていきたいと思しますので、そのつもりで執行部の皆さん方も、もうがちっとこれで決まりじゃなくて、いろんな意見を聞いてほしいと思います。

特に、声なき声に耳を傾けないといけないと思います。やっぱりだんだん、言い方は悪いんですが、言えなくなってきた人たちがふえていますね、この障害者のこの条例については、本当は思っているけれども、なかなか発言できないという人がいます。ですから、そういった声なき声にしっかりと耳を傾けて、最終的には、それぞれの県民の皆さん方が参加して、いい条例をつくり上げていくと、そのことが大事だと思いますので、ぜひともそのようによろしく願いをしておきます。

それでは、本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

長時間お疲れさまでした。

午後4時7分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長